第五次涌谷町総合計画

一 後期基本計画 一

目次

I 後	期基本計画の策定に当たって	1
1	計画の目的	1
2	計画の期間	1
3	計画の構成	1
4	施策の体系	2
5	持続可能な開発目標(SDGs)との関係	3
	<i>野別施策</i>	
第 1.	章 交流が豊かさ育むまちづくり	
1 —	1 観光交流ネットワーク	6
1 —		
1 —	3 スポーツ・レクリエーション交流1	1
1 —	4 地域間・国際交流の推進1	3
1 —	5 農と食の発信1	5
1 —	6 商業・サービス業の活性化	8
1 —	7 企業立地の促進2	0
第2	章 健康長寿に向けたまちづくり 2	.1
2 —	1 地域包括ケアシステムの構築 2	.2
2 —	2 健康増進・疾病予防の推進2	7
2 —	3 地域医療の充実2	9
2 —	4 障害者福祉の充実3	1
2 —	5 安心の制度運用3	3
第3.	<i>章 子どもの成長支えるまちづくり</i> 3	6
3 —	1 若者の自立支援3	7
3 —	2 若者の移住・定住支援3	8
3 —	3 子育て支援の充実3	9
3 —	4 包括的福祉の充実4	.2
3 —	5 学校教育の充実4	4
3 —	6 ふるさと教育の充実4	.9
第4.	<i>章 安全で快適な環境のまちづくり</i> 5	2
4 —	1 自然環境の保全・活用5	4
4 —	2 計画的土地利用の推進 5	6
4 —	3 景観保全と環境保全5	8
4 —	4 住宅・宅地の整備6	1
4 —	5 公園・緑地の確保6	3
4 —	6 供給処理機能の充実6	5
4 —	7 交通・通信・エネルギー 6	8
4 —	8 防災安全性の向上7	1

4 — 9	生活安全性の確保	74
第5章	協働による自立したまちづくり	76
5 — 1	健全な行財政運営	77
5 – 2	行政情報の発信と広聴活動	80
5 — 3	町民との協働	81
5 - 4	広域連携の推進	84
第6章	まちづくりシンボルプロジェクト	85
1. 基本的	的な考え方	85
(1) 国(の総合戦略との関係	85
(2) 計[画の推進体制	86
(3) 評(価検証方法	87
2. 今後(の施策の方向	88
(1) 基	本目標の設定	88
(2) 基	本的方向と具体的施策	89
【基本	5目標1】わくや交流の推進	89
【基本	5目標2】定住・移住の促進	91
【基本	5目標3】協働まちづくりの進展	93

I 後期基本計画の策定に当たって

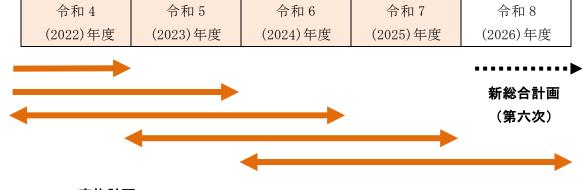
1 計画の目的

本基本計画は、「基本構想」の実現に向けて、後期4年間の主な施策を体系的にまとめたもので、「実施計画」の方針を示すものです。

2 計画の期間

令和 4(2022)年度~7(2025)年度

■後期基本計画の期間



実施計画

(3年計画で、毎年ローリング)

3 計画の構成

基本計画は、計画推進の基本方針、現状と課題、計画の内容、施策名、主な施策、 主な事業の6つで構成しており、それぞれの内容は次のとおりです。

また、第6章に各事業を横断するまちづくりシンボルプロジェクトをまとめました。

●計画推進の基本方針:5つの分野(大項目)ごとに基本方針を示しています

●現況と課題: 施策の中項目ごとに、現状と課題をまとめています

●計画の内容: 施策の中項目ごとに、施策の基本的な方針を示しています

●施策名 : 施策の小項目の名称を示しています

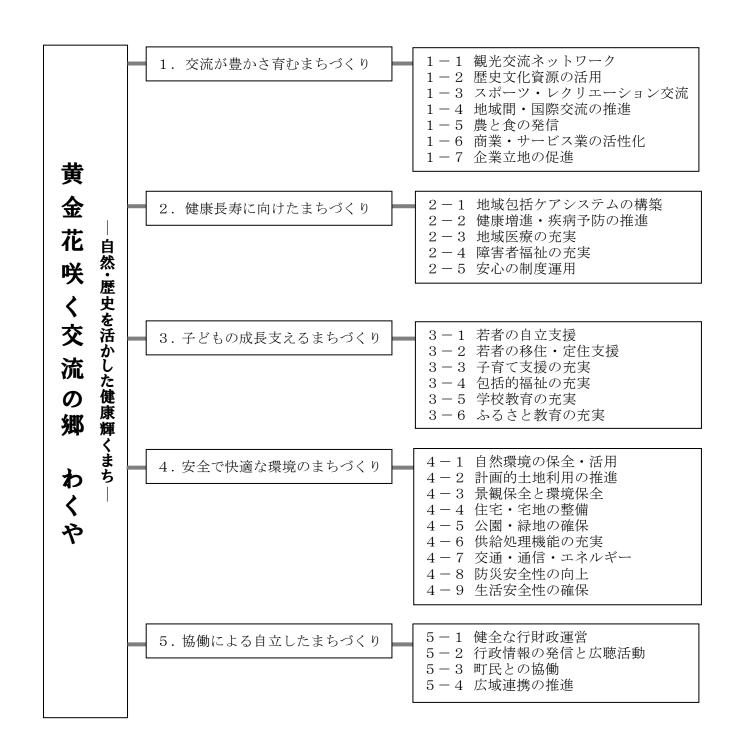
●主な施策:施策の小項目を示しています

●主な事業:施策の小項目ごとに、主な事業を示しています

4 施策の体系

基本計画の体系は、以下のとおりです。

■施策の大綱(体系図)



5 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されており、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための共通目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、国としても積極的に取り組んでいます。



図1 SDGsの17のゴール

「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現に向けた SDGs の達成に取り組むことは、人口減少や地域産業、社会の衰退といった当町が直面する中長期的な諸課題を解決する上で重要です。そのため、SDGs の「普遍性」、「包摂性」、「統合性」などといった特徴や、目標の内容を本計画の施策に反映し、企業や住民などといった多様な主体とともに取組を進め、持続可能なまちづくりを目指します。そのため、各分野別施策の冒頭には参考として、施策と関連する17のゴール(図1)を抜き出して表示しています。

Ⅱ 分野別施策

第1章 交流が豊かさ育むまちづくり

【計画推進の基本方針】

- 1. 日本初の産金地や豊かな自然等を活かした観光交流ネットワーク の強化を図ります
- 2. 地域の歴史文化資源の活用や情報発信を進めます
- 3. スポーツ・レクリエーション活動の振興により内外の交流を促進します
- 4. 地域資源を活かして地域間・国際交流を推進します
- 5.「わくやブランド」の構築による農と食の発信を図ります
- 6. 新たな魅力を備えた商業・サービス業の活性化を促進します
- 7. 富県宮城の一翼を担う活力ある企業立地の促進を図ります









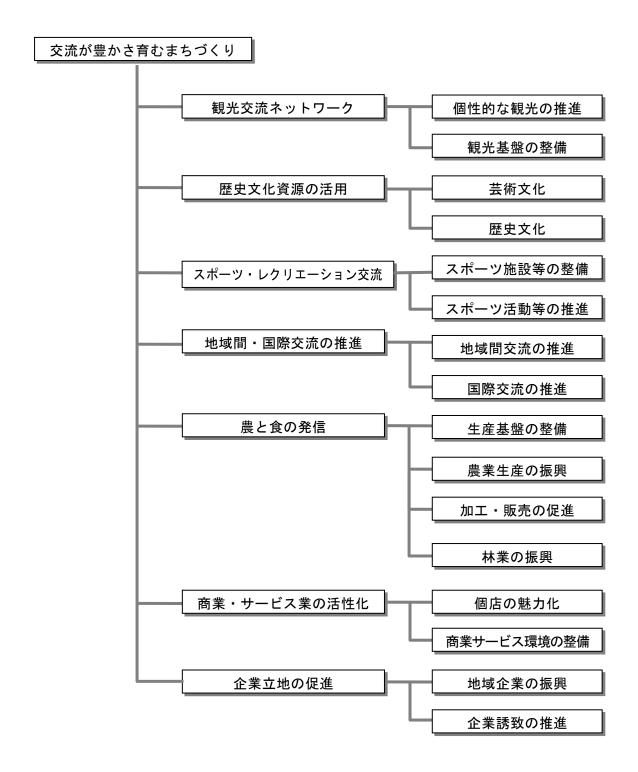








【施策の体系】



1-1 観光交流ネットワーク

現況と課題

- 当町は、天平時代に奈良大仏の造営に関わる歴史上初の産金の地であり、江戸時代には仙台伊達家の一門、涌谷伊達家の城下町として栄え、神社仏閣などの歴史・文化的遺産も豊富です。また、町の中央部に箟岳山が位置しており、平安時代に建立された箟峯寺(箟岳観音)が今なおその宗教行事の歴史と風土を受け継ぎ霊峰の威厳を保っています。この歴史と風土こそが全国的に情報発信のできる、わくやブランドの基盤をなすものです。
- 平成6年には、日本最初の産金をテーマとした「天平ろまん館」が開館し、香港、台湾など海外からも年間2千人(令和元年)が訪れています。また、平成10年には温泉施設「わくや天平の湯」が開設され、年間利用者数は15万人となっています。東日本大震災で被災し、一時は利用者が減少しましたが、現在は回復傾向にあり、令和元年10月には利用者総数350万人を達成しました。
- 当町においては、継続して仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会事業に参加し、首都圏や東北からの観光客の受入れを図っていますが、歴史資源だけでなく、「自然」「体験」「食」の魅力を発信し、誘客を図ることが求められています。
- •涌谷城跡である城山公園には、ソメイヨシノを中心に約500本の桜が咲き誇り、春になると公園内全体が薄紅色に彩られます。公園内以外にも樹齢約120年にもなるシダレザクラが咲き、江合川の堤防にもソメイヨシノの桜並木が道路上を覆いつくすように咲き誇ります。「わくや桜まつり」期間中には幻想的な夜桜を楽しめるライトアップも行われ、県内でも人気の桜の名所となっています。
- •今後、当町の歴史・文化・自然などといった地域資源を活用した観光振興を推進する ためには、町民・観光関連事業者・行政などに求められる役割を明確にし、協力・連 携した推進体制を構築する必要があります。
- •新型コロナウイルス感染症の拡大がイベントの中止や観光客の減少など、観光振 興等に大きな影響を与えていますが、アフターコロナを見据え、日本国内外から 観光客が訪れるような魅力あるまちづくりを進めていきます。

- 1 涌谷町観光振興計画に基づき、多様なニーズに応えながら、「涌谷」の魅力を全国に 発信します。
- 2 当町の歴史・文化やこれまでのまちづくりを活かし、既存の観光資源の再発見と魅力化による、わくやブランド化を図り、集客イベントの招致を行うなど、個性ある観光の推進を図ります。
- 3 広域的な連携のもと、歴史資源はもとより、「自然」「体験」「食」の魅力を十分に活かしながら、観光客の受入体制の整備を図るとともに、涌谷黄金大使の活用による、わくやブランドの国内外への周知など、観光企画やPRの充実、観光サービスの向上を図ります。

施策名	主な施策	主な事業
1.	(1)	①日本初の産金の歴史を活かした観光推進とインバウン
個性的な	観光資源の再	ド1観光を含めた交流の推進
観光の推進	発見と魅力化	②箟岳山(箟峯寺)を中心とした観光魅力づくりの検
		討
		③「健康と福祉」の取組を活かしたヘルスツーリズム
		や歴史文化を活かし、誘客に向けた歴史文化資源を
		結ぶウォーキングコースの整備・充実
		④「わくや天平の湯」、「天平ろまん館」とその周辺を
		活用した観光の推進
		⑤桜の名所としてのPR促進
		⑥古建築物等の現存保存とイメージを活かした観光開
		発調査の実施
		⑦追戸横穴歴史公園の活用
		⑧相野沼の活用検討
		⑨「世界農業遺産」認定を活用した広域連携の推進
	(2)	①釣り公園の効率的な維持管理と有効活用
	体験観光の	②企業と連携したモニター事業の実施
	推進	③教育旅行(体験学習)の推進
		④地域資源を活かした体験型観光(グリーンツーリズム²
		等)の推進
	(3)	①魅力あるイベントの継続と運営方法の検討
	観光イベントの	②東大寺サミット及び日本遺産「みちのくGOLD浪
	魅力化	漫」構成市町と「金」をテーマにした地域間交流の
		推進
		③集客イベントの招致
2.	(1)	①広域観光ルートの開発促進
観光基盤の	観光基盤の	②町内観光案内表示の整備
整備	整備・充実	③特産品の販路拡大や地域情報の発信
		④宿泊施設の利用促進

¹ インバウンド:インバウンド (inbound) とは、外から入ってくる旅行、一般的に訪日外国人旅行を指す。海外旅行はアウトバウンド (outbound) という。

² グリーンツーリズム:農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動の こと。なお、滞在の期間は、日帰りの場合から、長期的又は定期的・反復的な (宿泊・滞在を伴う)場合まで様々である。

施策名	主な施策	主な事業
	(2)	①涌谷町観光振興計画の推進
	観光企画・	②マスコミを活用したPRの促進
	PRの充実	③観光ホームページの充実
		④わかりやすい観光パンフレットの作成と大都市等へ
		\mathcal{O} P R
		⑤広域機関との情報交換、情報提供
		⑥イベントへの支援
		⑦涌谷黄金大使の活用による、わくやブランドの国内
		外への周知
	(3)	①観光案内窓口の充実
	観光サービス	②自然観察・農業体験・食品加工体験・歴史案内などの
	の向上	インストラクター・観光ガイドの育成

1-2 歴史文化資源の活用

現況と課題

- 当町では、涌谷公民館、箟岳公民館や勤労福祉センター、「わくや天平の湯」の小劇場、「くがね創庫」を芸術文化の鑑賞や発表の場として活用しています。芸術文化協会(令和3年現在、25団体、会員401名)は、公民館利用サークルなどの活動も含めて多様な芸術文化活動を展開していますが、高齢化に伴い、加盟員の減少傾向が進んでいます。このほか、当町には、白山豊年踊り保存会、古式獅子舞保存会、涌谷お茶屋節おどり保存会などの文化団体が伝統や文化の保存に努め、「秋の山唄全国大会」は令和元年で35回を数え、毎年全国から多数の出場者を集めていますが、地域文化の担い手を育成する仕組みづくりが求められています。
- 令和3年4月現在、国指定史跡として「黄金山産金遺跡」と「長根貝塚」、県指定無形文化財として「箟峯寺の正月行事」、県指定建造物として「見龍院霊屋」、「妙見宮拝殿」、「箟峯寺観音堂」、そのほか、県指定考古資料が1、町指定の建造物が9、工芸品が1、歴史資料が2、民俗文化財が2、記念物が19あります。城山公園内の「史料館」では、涌谷伊達家に関わる資料を中心に町の歴史文化を表す資料を総合展示し、「天平ろまん館」では産金の歴史をテーマ展示し、地域資料の公開と活用を図っています。
- ●また、「追戸横穴歴史公園」は、横穴墓群を身近に学び、触れ、親しむ史跡公園として活用されており、「くがね創庫」は、染色画家の山岸登美さんの作品展示や各種サークル団体の活動・発表の場として利用されています。
- •今後は、各種サークルや団体の自主的活動の推進に対して、支援や活動の場の提供を 行うとともに、歴史・文化遺産の適切な保全を図ります。また、地域共有の資産とし て有効な活用がなされるよう努めていく必要があります。

- 1 多種多様な芸術文化活動の推進のために、活動の場を提供し、地域活動サークルの PRを行う等の支援を行います。また、多くの町民が気軽に参加でき、鑑賞できる イベントなどの開催に努めます。
- 2 地域の歴史・文化遺産の保存と継承を図るため、計画的な調査を進めるとともに、 住民と連携して適切な保存や後継者育成のための支援をします。また、令和元年度 の日本遺産「みちのくGOLD浪漫」認定を契機として、歴史文化を活かす事業や 伝承行事などのPRの推進を図るとともに、地域イメージの確立に努めます。

施策名	主な施策	主な事業
1. 芸術文化	(1) 芸術文化活動 の推進	①住民の主体的な文化活動の促進と交流や情報交換や機会づくりの促進 ②芸術文化協会など関係団体の育成
	(2) 鑑賞機会の 充実	①史料館・天平ろまん館・くがね創庫・追戸横穴歴史公 園の有効活用と再整備の検討 ②芸術鑑賞や発表機会の充実
2. 歴史文化	(1) 歴史文化の 調査・研究 と保存	①「文化財保存活用地域計画」の策定等による町の歴史 文化資源の価値の見直しと活用の推進 ②日本遺産構成文化財の魅力を深化させる調査等の実施 ③郷土芸能後継者育成のための支援策の拡充や学校での 体験学習との連携強化 ④文化財関係団体や伝統芸能継承団体への支援 ⑤文化財の収集、調査と保存、収蔵と展示施設の確保 ⑥国史跡などの保存と整備活用 ⑦町内に伝わる文化的遺産のデータバンクの作成
	(2) 歴史文化を 活用した地 域イメージの 確立	①史料館や天平ろまん館などでの展示の充実など文化財に親しむ機会の拡充 ②伝統芸能、伝統技術のPRと発表機会の確保 ③文化財ボランティアの養成 ④統一デザインを旗印とした地域イメージ・地域ブランドの確立

1-3 スポーツ・レクリエーション交流

現況と課題

- 当町は、涌谷スタジアムや勤労福祉センター(体育館)、中央公園(テニスコート)、B&G海洋センター(体育館・プール・武道館・艇庫)、箟岳地区町民体育館(体育館)を設置し、スポーツの振興を図っています。また、町民が日常的にスポーツを楽しみ、健康維持・増進や体力向上を図るため、スポーツ推進委員を委嘱するとともに、各地域に社会体育推進員を配置し、ニュースポーツ¹などの普及に努めています。スポーツ関係団体では、体育協会やスポーツ少年団本部が町内体育施設を拠点に活動しています。
- ●今後は、指導者育成に向けた研修会や講習会などを積極的に開催し、競技スポーツ の振興を図るとともに、スポーツ関係団体の育成を図ることが必要です。
- 平成29年に設立した「涌谷町総合型地域スポーツクラブ」では3種目(ヨガ教室・ ノルディックウォーキング・ストリートダンス)の活動が行われており、幅広い年 齢層の方が参加しています。会員数も増加しており、今後も、子どもから高齢者ま で「いつでも、どこでも、だれでも仲間づくり」の基本理念のもと、現在の3種目 の活動推進と、新しい種目の設立など充実した活動を支援します。

計画の内容

- 1 日常的な健康増進や体力づくりを促す機会の拡充を目指し、スポーツ施設の更新も 含めた整備充実を図るとともに、地域資源を活用したレクリエーション機能の導入 を図ります。
- 2 スポーツやレクリエーション活動の振興を目指し、指導体制の強化やグループ育成 に取り組みます。

施策名	主な施策	主な事業
1. スポーツ施設 等の整備	(1) スポーツ施設 の整備充実	①スポーツ施設の計画的な維持更新と整備 ②既存体育施設の設備や備品の充実 ③スポーツ施設と公園の一体化による総合スポーツ公園 の検討

したスポーツの総称のこと。

11

施策名	主な施策	主な事業
2. スポーツ活動 等の推進	(1) 競技スポーツ の支援	①「涌谷町地域スポーツ基本計画」の検討 ②スポーツ関係団体への支援 ③スポーツ少年団活動の促進 ④スポーツ指導者の養成
	(2) コミュニティス ポーツの振興	①総合型地域スポーツクラブの質的充実 ②各種スポーツ教室、講習会などでニュースポーツの 普及推進 ③スポーツフェスティバル(スポーツの日事業)の充 実と地域のスポーツ事業、高齢者スポーツ大会など への支援 ④自然体験活動(カヌー等)の普及推進
	(3) 健康スポーツ の普及	①体力・運動能力調査を活用した相談支援事業の実施 ②体を動かす遊びの楽しさを普及し、子どもの基礎運動 能力の向上 ③シニア世代における健康・体力づくりの充実

1-4 地域間・国際交流の推進

現況と課題

〇地域間交流

- •人と人との交流は、地域づくりに新しい視点や知識と技術をもたらし、地域を活性化するうえで大きな効果があります。特に、国際化が進む中にあっては、国際的な視野に立ってまちづくりを進めることが求められています。
- 当町は、山形県大石田町と友好交流協定(姉妹都市)を締結するとともに、「日本初の産金地」、「万葉北限の地」と呼ばれることから、その特徴を活かし、東大寺サミットへの参加などを行っています。また、涌谷伊達家の遠祖である千葉介常胤との関係から、千葉氏サミットにも参加しています。

〇国際交流

- •古代の砂金採取技術が韓国(百済)から伝わった縁で、平成2年から百済の古都、韓国扶餘郡林川面と交流が始まり、平成11年からは小学生が相互に訪問し、ホームステイを体験する海外派遣研修事業を実施してきましたが、平成23年3月の東日本大震災後、原発事故による放射能等の影響により林川面初等学校からの訪日は中断しております。平成11年に設立された「涌谷町国際交流協会」は、平成13年に「扶餘郡林川面繁栄会」と友好親善協定を締結し、平成25年には涌谷町と「扶餘郡林川面」との友好都市協定を締結しております。今後は両都市間の相互信頼と人的・文化的交流を拡大・発展させることが重要であり、小学生の相互交流事業が再開できるよう継続して働きかけて行くことが必要です。
- 平成元年からアメリカ合衆国サリナス市との交流が始まり、農業・地域産業後継者海外視察研修事業の後、平成6年からは同市での授業やホームステイ体験などを行う中学生の海外派遣研修事業を開始し、平成10年に同市と国際友好都市協定を締結しています。中学生の海外派遣事業は平成29年度の21回目で一旦休止しておりますが、交流の継続化のために、今後はサリナス市との自治体間交流も視野に入れ、事業の在り方について検討していくことが必要です。
- 平成9年から高齢者福祉視察研修団派遣事業を開始し、高齢者福祉の先進国デンマーク王国ソロー市で福祉関係職員が研修を受けており、平成15年には同市長が来町し、 医療・福祉・介護を通じた国際友好都市協定を締結しています。
- 平成26年から涌谷町に在住した故堂本貞一氏(パラオ共和国南洋庁の元内務部長)の 次女が、父親の足跡をたどるDVDの制作したことを縁に、パラオ共和国駐日全権大 使が来町しました。故堂本貞一氏の墓所龍渕寺への植樹や涌谷町合併60周年記念式典 への招待等によって交流を開始しています。
- 当町には年間約6,000人の外国人が観光訪問しており、町内に入る国道・県道10か所、町内12か所に英語やハングル語の標識案内板を設置しています。今後も、コミュニケーション能力と国際感覚豊かな人材育成など国際交流事業の推進を図り、多様な分野における交流を一層促進するとともに、外国からの観光客の受け入れや在住外国人が住みやすい多文化共生のまちづくりが課題です。

- 1 東大寺サミットへの参加など、歴史と文化活動や産業活動などを中心に地域を超えた連携を促進するとともに、大崎広域圏での日常的な地域間交流機会の充実を図ります。
- 2 国際交流の進展を図り、広い視野とコミュニケーション能力をもつ人材の育成に向けた支援を行うとともに、在住外国人が暮らしやすい、外国人観光客を温かく受け入れる、多文化共生のまちづくりを進めます。

施策名	主な施策	主な事業
1. 地域間交流の 推進	(1)地域の特性を 活かした交流 の推進	①東大寺サミットや千葉氏サミット等を通じた構成市町村との地域間交流の推進 ②金にゆかりのある市町村との交流や日本遺産による地域活性化の推進
		③健康推進協議会等の関係団体による交流事業の実施 ④交流のある市町村及び町内外企業との防災応援協定の 促進 ⑤世界農業遺産大崎耕土と連携し、グリーンツーリズ ムや観光ネットワークなど多様な交流の促進
	(2) 大崎広域圏で 交流の推進	①教育、文化、スポーツ、産業などの交流の促進 ②青少年、女性などの団体間や個別での広域的交流機会 づくりの推進
2. 国際交流の 推進	(1) 国際交流の 推進	①「涌谷町国際化協会」の充実 ②伝統文化・料理・スポーツ・音楽イベントなどを通じた交流機会の充実 ③子どもや若者を中心とした国際交流機会の充実 ④外国語による分かりやすいパンフレットの作成や外国語による観光ホームページの作成
	(2) 多文化共生の まちづくり	①外国語パンフレットや相談窓口など、在住外国人が暮らしやすいまちづくり②韓国小学生などのホームステイ受け入れと語学ボランティアの育成③国際化に対応した案内板やパンフレットなどの整備促進④外国語講座の支援

1-5 農と食の発信

現況と課題

〇農業

- 当町の農地面積は令和3年1月現在3,485haで、水田が2,981ha、畑地が504haとなっています。水田のほ場整備率は、県営及び団体営のほ場整備事業を導入し約78%に達しています。
- •水稲を基幹作物としながら、乳用牛・肉用牛・小ねぎ・ほうれん草等の優良農畜産物を産する県内有数の町であり、国の食料供給地域として重要な役割を果たしています。 現在低コスト農業を指向した大区画は場整備事業の推進と畜産・園芸等の複合部門を 積極的に導入し、より一層の生産拡大を目指しています。しかしながら、依然として 当町の農業生産構造は水稲に頼っている現状にあります。
- •売れる農作物の振興のため、産地として認められており、需要のある大豆や小ねぎ、ほうれん草の生産拡大を図ってきましたが、生産量については微増となっています。このため町・農業団体・生産者の三位一体による連携を図りながら、地域に対応した持続可能な農業の確立と、低コストで競争力のある水田営農の強化により、魅力ある産地形成に取り組みます。
- ●主たる担い手である認定農業者は、令和2年度現在178人となっていますが、その内60歳以上は66.4%と、高齢化が顕著であり、新たな担い手の確保が必要となっています。
- •農業は健康につながる安全安心な食糧生産とともに、自然環境を保全し、緑の景観形成など公益的機能や地域経済を支える重要な役割を持っています。安価な農産物の輸入に対抗し、低コストで効率性の高い土地利用型農業の確立を図るとともに、小ねぎ、ほうれん草を始めとする高付加価値農産物の生産促進や、町内の農業者、加工業者、販売・流通業者、消費者が一体となり、生産から消費までを循環させる「地域内第六次産業化」への取り組み、農産物直売所の充実や消費者との提携などが課題です。
- 平成 27 年に大筋合意したTPP協定¹については、農産業へ大きな影響を与えることが懸念されます。その影響について、影響分析を行った上で、農業の経営安定に向けた対策が必要となると想定されます。

〇林業

- 当町の森林面積は平成31年3月31日現在2,262haで、町総面積の約28%を占め、その内 民有林が約91%を占めていますが、木材価格の低迷や森林所有者の高齢化、森林の所 在地と保有者が同一市町内でないことなどの理由により経営管理されていない放置林 が大部分となっています。
- •国では森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の 涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくこと は、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分から ない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっているとし、平成30(2018)年5

¹ TPP:環太平洋地域による経済連携協定の意味で、海外からの農作物の関税が撤廃または低くなることにより、農作物の安価な輸入が予想されている。

月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室 効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財 源を安定的に確保する観点から、森林経営管理制度を導入し、合わせて森林環境税・ 森林環境譲与税を創設し、「森林整備及び促進に関する費用」に充てることとされて います。

計画の内容

- 1 農地の利用集積や遊休農地の有効活用を促進し、中間管理事業を推進するとともに、低コスト化・高付加価値化に向けて、基盤整備を推進します。
- 2 農家、JA、町を主体とし、経営所得安定対策・環境保全対策等の農政改革や施設 園芸にとどまらず各種協議会機能を集約し、新たに農業振興全般を担う「担い手育 成総合支援センター」を発展的設立と位置づけ、意欲的な後継者や新規就農者の育 成、集団化や農業法人化など生産体制の強化を促進するとともに、わくやブランド の農産物や加工品の開発、生産と販売、情報発信などを促進し、畜産振興と園芸農 業の作付け拡大、品質向上を図っていきます。
- 3 わくやブランドの農産物や加工品の開発や生産と販売を目指し、商工業や観光との連携を促進するとともに、加工特産品の掘り起こしや生産、販売に対する支援の強化を図ります。
- 4 森林の水源かん養や災害の防止、地球温暖化防止などの多様な公益的機能や木材生産機能の維持確保に向けて、森林所有者に対して適切な経営管理を促すなど、森林経営管理制度の推進を行うとともに、自然体験学習やレクリエーションの場として活用を図ります。

施策名	主な施策	主な事業
1.	(1)	①農業振興地域整備計画の見直し
生産基盤の	農地の集約	②農業経営改善計画による農用地の利用集積と中間管理事業
整備	化と有効活	の推進
	用	③遊休農用地などの有効活用の推進
		④涌谷町土づくりセンター等の活用による有機農業推進のた
		めの土づくりの促進
	(2)	①ほ場整備の計画的推進と汎用型水田1の確保拡大
	ほ場整備と	②農業用排水事業の推進
	用排水施設	③農業用施設等の維持管理の推進
	の整備	
	(3)	①美しい農村景観づくりの促進
	定住環境の	②多面的機能支払い交付金事業の推進
	整備	③生活道路や生活排水処理施設の整備

¹ 汎用型水田:通常の肥培管理で麦、大豆等の畑作物を栽培できるよう、水田排水路や暗渠を整備して 水はけを良くした水田のこと。

-

施策名	主な施策	主な事業
2. 農業生産の振興	(1) 意欲的な担 い手の確保・ 支援	①農業経営基盤の強化の促進に関する基本計画の見直し ②農業者の法人化、生産組合の組織化、規模拡大による意 欲的な担い手の確保支援 ③研修機会の拡充による後継者と地域リーダーの育成 ④農地確保、資金調達、技術習得等の一体的な支援による 新規就農者の確保支援 ⑤人・農地プランの見直し ⑥ICT等の活用による農作業の省力化とコスト削減の推 進 ⑦体験学習の支援 ⑧経営研修、税相談、パソコン会計などの研修の実施
	(2) わくやブラ ンドの農畜 産物の産地 形成	①産学官、商工業及び観光資源との連携による、新たなわくやブランド農産物の確立と、生産・販売の促進②優良な素畜の導入と生産 ③農作物の生産加工の振興
	情報の高度 活用	①消費者交流の促進と消費者ニーズの把握
3. 加工・販売 の促進	(1) わくやブラ ンド加工食 品の開発支 援	①わくやブランドの料理や商品の開発に向けた研究会や開発グループ活動の支援 ②農産物産地直売所や地場産品を使用する企業への支援
	(2) わくやブラ ンド加工食 品の生産・ 販売の支援	①起業化支援など、わくやブランド加工食品の生産の促進②イベントや観光施設などでの販売促進③マスコミ、インターネットを活用したPRと販売ルートの拡大 ④地域物産の流通、販売、PRを担う県などの広域連携網の活用 ⑤わくやブランド認定制度の確立とシール作成
4. 林業の振興	(1) 森林の 保全・整備	①「涌谷町森林整備計画」の推進 ②「宮城北部流域森林整備計画」などを基にした作業林道 の管理、間伐などの計画的な森林整備の推進
	(2) 森林空間の 活用	①自然体験学習、観光、レクリエーションの場として小牛 田農林高等学校演習林等の活用検討

1 - 6 商業・サービス業の活性化

現況と課題

- 当町の商業環境は、JR涌谷駅前や新町・本町地区を中心に発展し商店街を形成してきましたが、モータリゼーションの進展や国道108号及び346号沿いへの郊外型大型店舗等の進出により、消費者である町民の商店街での購入離れが進んでいます。
- これまでは、既存商店街へ回遊・誘導を目指して、くがね創庫の整備や空き店舗対策、 各種商店街の活性化事業に取り組んできました。今後の既存商店では、大型店との役 割分担を明確にして、子どもや高齢者など住民の日常生活を支える住民密接型商業で あるとともに、来町者が必ず立ち寄りたくなるような魅力のある店づくりが課題とな ります。特に、後継者問題は深刻であり、既存商店の存続も危ぶまれることから、関 係機関と連携を密にし、対策を講じる必要があります。
- ●当町は国道108号と346号が交わる県北の交通の要衝であることから、新たなサービス 産業の集積も可能と考えられるため、既存企業の業種転換や企業誘致のための条件整 備などが課題となります。

- 1 当町の農産物や生活文化を活用した魅力的なPRを行い、町内外から集客を図ると ともに、子どもや高齢者に優しい、生活に密着した商店の活性化を促進します。
- 2 当町の歴史的な資源を活用した商店の魅力を高める施策を行うとともに、町内が一体となったイベントやPRなどの事業を展開・支援します。

施策名	主な施策	主な事業
1. 個店の魅力 化	(1) 魅力ある個 店の創出	①わくやブランド店の創出に向けたグループ活動の支援 ②わくやブランドとしての新サービスや商品の開発支援 ③ホームページを活用した、わくやブランド商品の全国 販売の促進支援 ④関係機関と連携した、わくやブランドの継承支援
2. 商業サービ ス環境の整	(2) 地域商業の 活性化 (1) 魅力ある 商店づくり	①消費者が利用しやすい店づくり・環境整備への支援②融資制度の見直しと利用促進③各種研修会、経営診断などの支援①既存商店街への回遊・誘導②「金」をテーマにした商店への支援
体	(2) 共同ソフト 事業の促進 (3) 新たな事業 への支援	①街づくりリーダーの養成 ②町内が一体となったイベントの実施 ①商業やサービス業立地促進のための事業用地の確保支援 ②起業者・新規出店者への支援 ③空き店舗の活用

1-7 企業立地の促進

現況と課題

- 当町の工業は、令和元年において従業者4人以上の事業所は31事業所、従業者数は 1,512人、製造品出荷額等は約545億円で、電子部品製造業が、出荷額等では9割近く を、従業員数では6割強を占めています。
- ・製造品出荷額等については、平成27年の509億円から平成29年の615億円までは堅調に 推移してきましたが、その後景気が減速傾向となり、令和元年の出荷額は平成30年の 593億円に対し8%減少しています。
- ●既存企業への設備投資などの支援、農業や商工業、観光の連携による起業化の支援、 「黄金山工業団地」などへの企業誘致を進めるとともに、企業ニーズに合った工場適 地の選定も必要となっています。
- ◆町内に食品加工工場の立地が決定したことにより、雇用の創出及び地域経済の活性化が見込まれますが、さらに企業立地を契機とした地域振興を図るために、様々な環境整備が必要となってきます。
- ●平成30年度には「涌谷町ものづくり企業連絡会」を立ち上げ、企業間の連携を図るとともに、町のイベント等で情報発信を行うことで地域の発展にも取り組んでいます。

- 1 町内の既存企業の経営安定と経営革新を目指し、関係機関と連携を図るとともに、 金融制度の充実や経営革新を支援します。
- 2 若者の就業の安定化と定住の促進に向けて、キャリア教育や企業の支援を行うとと もに、企業誘致に向けた積極的な企業訪問とPRなどの取組の充実を図ります。

施策名	主な施策	主な事業
1.	(1)	①経営基盤強化のための各種研修会、経営診断などの
地域企業の	企業経営の	支援
振興	支援	②金融制度の充実による既存企業の支援
		③関係機関との連携による経営革新(新技術・商品開
		発等)の支援
	(2)	①若年者、女性、離職者などのキャリア (資格) 教育や
	起業の支援	起業の支援
		②新規事業及び異業種参入などの起業支援
2.	(1)	①新たな工場立地適地の検討
企業誘致の推	企業誘致の	②企業誘致に向けた積極的な企業訪問とPRの展開
進	推進	③町内立地企業への成長支援
		④「企業立地に係る地域振興のための基本方針」に基
		づく企業立地環境の整備

第2章 健康長寿に向けたまちづくり

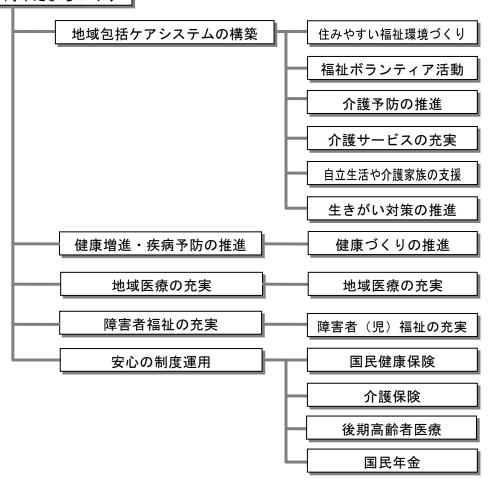
【計画推進の基本方針】

- 1. 誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるように地域包括ケアシステムの構築を図ります
- 2. 日常的な健康増進・疾病予防の推進による健康長寿の実現を目指します
- 3. 国保病院が提供する総合診療を中心に地域の医療機関との連携による安心な医療を確保します
- 4. 障害者が安心して暮らせるサービス、支援の提供を行います
- 5. 健康保持と社会保障を担う安心の制度運用に取り組みます



【施策の体系】

健康長寿に向けたまちづくり



2-1 地域包括ケアシステムの構築

現況と課題

- 当町では、昭和59年以来「健康と福祉の丘のあるまちづくり」をスローガンに昭和63年11月に開設した町民医療福祉センターを核として、全国に先がけて、地域包括ケアシステムの構築、すなわち保健・医療・介護・福祉を一体的、系統的に提供できるよう進めてきました。平成12年4月にスタートした介護保険制度は、制度の見直しを繰り返しながら、住民間に順調に定着してきました。その後、国では平成26年度の介護保険制度改正において「地域包括ケアシステム」の構築がうたわれ、平成30年4月には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が施行され、全国的にも、「地域包括ケアシステムの深化・推進」への取組が進められるようになりました。国に先立ち、町ぐるみで地域包括医療・ケアの実践を進めてきた当町では、高齢者が地域で自立した生活が送れるよう、住民同士が支えあい、保健・医療・介護・福祉、そして、生活学習・社会参加、就業、生活環境の各分野から高齢者等を支える「地域包括ケアシステム」の充実を目指すため、令和3年3月に「涌谷町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」、「第6期涌谷町地域福祉計画」の策定を行いました。
- ●少子高齢化や核家族の進行、人口減少、地域とのつながりの希薄化など、社会構造の変化のなかで、人々が様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民が支えあい、地域をともにつくっていくことができる「地域共生社会」の実現を目指す必要があります。
- 高齢者自身が尊敬され、コミュニティの中で責任をもって自分の役割を果たし、生きがいをもって暮らしていくことが求められるようになってきています。当町では、地域保健福祉活動事業や地区のリーダー研修、介護予防リーダー研修、ボランティア団体への支援など、地域福祉ネットワークづくりを進めています。
- ・当町における令和2年の65歳以上人口(9月住民基本台帳)は5,765人で、総人口に 占める高齢者の割合は37.0%と、3人に1人以上が高齢者となっています。また、当 町の高齢者一人暮らし世帯や高齢者夫婦世帯は増加傾向にあり、高齢者一人暮らし 世帯が930世帯、高齢者夫婦世帯が1,716世帯となっています。
- 当町は町民医療福祉センターを中心に、日常の健康づくりから疾病予防、治療、リハビリテーション、介護、福祉事業の総合的な取組について進めてきました。今後、更に増加することが見込まれている高齢者の中には支援が必要な人、主体的に活動する人など、多様な生活・活動スタイルの高齢者が増えていくと考えられます。高齢になっても、自分の心身の状態を把握しながら、希望する生活・活動スタイルを実現し、満足のいく生活を送れるよう、また、地域住民が年齢を問わずお互いに支えあい、豊かな生活が送れるよう、時代や生活に合った持続可能な地域社会の仕組みづくりが必要となります。

- 1 各世代に合わせた福祉・健康教育や情報提供を通じて、福祉や健康に関する知識や 理解を深めるとともに、地域福祉の推進役である社会福祉協議会の機能強化を図り ながら、地域で困った時にお互いが支えあう地域福祉活動の推進とユニバーサルデ ザインの暮らしやすい地域環境の整備を目指します。
- 2 自治会や地域福祉会、老人クラブ、PTA等、多くの住民が参加する団体とボランティア団体等が連携し、町内の全域において、幅広い世代の地域福祉活動への参加を促進します。また、社会福祉協議会のボランティアセンターと協力し、ボランティア活動・体験機会に関する情報提供を行い、災害ボランティアなどへの積極的な参加を呼びかけます。
- 3 運動を通じて健康な身体づくりを推進するとともに、地区住民のコミュニケーションの活発化を図るとともに、認知症に関する正しい知識や認知症に関する取組について周知を進め、地域で支援する体制を構築します。また、地域包括支援センターの機能強化を図り、介護予防から介護サービスまでの総合的・継続的なケアマネジメント体制の構築を図ります。
- 4 高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態となった場合に おいても、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活が営むことができ る体制を図ります。
- 5 生活状況や身体状況に応じた住環境や災害時の安否確認等のネットワーク体制の構築を図ります。
- 6 子育て支援や生活困窮者自立支援等も含め、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制を構築するため、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備を推進していきます。

施策名	主な施策	主な事業
1. 住みやすい福 祉環境づくり	(1) 福祉教育や 福祉広報・ 啓発の充実	①児童・生徒などを対象とした出前福祉講座や体験学習など福祉教育の継続 ②子どもから高齢者までが繋がる地域福祉活動の充実 ③「広報わくや」、町のホームページなどを利用した福祉 関連情報の提供の充実
	(2) 地域福祉活 動の促進	①社会福祉協議会の地域福祉活動計画との連携 ②地域の行政区長、民生委員児童委員、地域福祉会長(評議員)、健康推進員、福祉推進員などの連携による小地域福祉活動の推進 ③地域包括支援センターを含めたネットワークの形成と総合的な相談や支援の充実 ④災害や急病など緊急時に対応できるよう、一人暮らし高齢者や障害者など要援護者の安否確認体制の充実
2.	(3) ユニバーサル デザインの まちづくり (1)	①体験学習などを通したユニバーサルデザインについての 啓発活動②公共施設等のユニバーサルデザインによる環境整備の推 進①ボランティア活動・体験の充実、講座・研修会の開催
福祉ボランテ ィア活動	ボランティア 活動の支援	
	(2)ボランティア活動の促進	①社会福祉協議会のボランティアセンター機能の強化 ②各種団体等と連携した地域福祉活動への参加促進 ③介護予防サポーターの養成及びフォローアップの実施
3. 介護予防の推進	(1) 運動や集いの 場の充実 (2) 認知症の予防 と認知症対策	①要支援や要介護になるおそれのある高齢者等に対する介護予防の啓発、運動や集いの場の整備②地域の介護予防の担い手となる人材の養成 ①要支援や要介護の状態になるおそれのある高齢者等に対する介護予防②認知症介護教室や集いの場、保健・医療・介護・福祉などの連携による相談体制の整備、軽度認知症やうつ、閉じこもりなどの予防対策 ③地域の介護予防の担い手となる人材の養成 ④認知症サポーター養成講座等の開催による認知症の理解と見守り体制の構築を図り安心して過ごせる地域づくり ①地域包括支援センターの機能強化
	包括的支援体制づくり	②健康づくり、介護予防から介護サービスまでの総合的・継続的ケア・マネジメントによる包括的な支援体制の構築 ③権利擁護事業の推進

施策名	主な施策	主な事業
4. 介護サービス の充実	(1) 総合事業と 生活支援サ ービスの充	①多様な主体による生活支援・介護予防サービスが重層的 に提供できる体制整備
	実 (2) 地域密着型サ ービスの実施 (3)	
	介護サービスの充実	
	(4) 利用者本位 のサービス 提供	⑥居宅介護支援事業所の拡充①認知症ケアの充実②権利擁護事業の推進③介護サービス情報の公表④介護サービス事業者への指導や助言によるサービスの質の向上
		⑤処遇困難事例に対するケアマネジャーへの支援⑥適切な要介護認定⑦介護給付適正化の推進
5. 自立生活や介 護家族の支援	(1) 自立生活の 支援	①身体状況や生活状況に応じた緊急通報システムの設置と 見守りや災害時の安否確認等のネットワーク体制の整備 ②高齢者や障害者が利用しやすい移動手段の確保の促進 ③ユニバーサルデザインのまちづくりの促進
	(2) 介護家族の 支援	①家族介護教室や家族介護者の交流推進
6. 生きがい対策 の推進	(1) 学習や文化・ スポーツ活 動の充実	①各種軽スポーツの講座や大会の開催など生涯スポーツの普及推進②高齢者の趣味やスポーツなどの地域クラブ活動や総合型地域スポーツクラブの促進③交流活動や世代間交流の促進に向けた老人クラブの自主的活動の促進④保育所や幼稚園等との「高齢者とのふれあいの場」の拡
		充

施策名	主な施策	主な事業
	(2) コミュニティ活動や生 きがい就労 の支援	①高齢者のボランティア活動や地域コミュニティで活躍できる場の充実 ②シルバー人材センターを活用した高齢者の就労支援の充実 ③ひきこもり世帯を支援する相談体制等の充実
	(3) 地域共生社 会の実現に 向けた地域 づくり・包括 的な支援体 制の整備	①複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備 ②地域づくり・アウトリーチ(積極的訪問支援)等を通じた伴走型支援の実施 ③高齢や障害、子ども等に携わる福祉事業所が相互に連携し、地域課題の把握・解決を図る体制の充実 ④世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備

2-2 健康増進・疾病予防の推進

現況と課題

- ●昭和63年に町民医療福祉センターが開設し、保健・医療・介護・福祉・生涯学習との連携を図りながら健康づくり事業を推進してきましたが、平成20年度からは特定健診・特定保健指導が制度化され、各保険者に実施の義務が課せられるなど、40歳以上の健康増進事業を進めるに当たって、大きな転換期を迎えました。メタボリックシンドロームという概念をもとに、生活習慣から引き起こされる疾病の予防を、町民の健康意識の醸成につながる啓発事業として行うことが急務となっています。
- •また、近年の母子保健に関しては、出産後に精神的・家庭的に問題を抱える母親、発達障害が疑われる子ども、虐待と思われる事例の増加傾向も見られるなど、母子保健分野だけでなく、福祉や医療・教育分野の関係機関との連携強化が求められています。
- このようなことから、生涯を通して健康な生活を送るために、住民が主体的に参加でき、ライフステージ毎の健康課題を解決していけるような健康づくり活動が望まれます。

- 1 各世代ごとの生活習慣病予防対策等を実施し、「第2次わくや健康ステップ21計画」 の実現による健康寿命の延伸を目指します。
- 2 地域における健康づくりリーダーである健康推進員の育成強化と地域活動への支援を行うなど、住民の主体性を育て、「健康づくりの支援」を推進します。

施策名	主な施策	主な事業
1.	(1)	①「第2次わくや健康ステップ21計画」、「第3次涌谷町
健康づくりの	保健事業の	食育推進計画」の実現に向け、さまざまな関係機関と
推進	充実	連携する推進体制の整備と強化
		②「第2次わくや健康ステップ21計画」の実現に向け、
		各世代に応じた生活習慣病予防の啓発と推進
		③健康づくり推進体制の強化に向けて、保健師や管理栄
		養士、歯科衛生士などの適正配置と研修の充実
		④特定健診、健康診査、人間ドック、各種がん検診の受
		けやすい検診(健診)体制の整備による受診率の向上
		と早期発見・早期治療の推進
		⑤20代・30代健診の実施による、青年期からの生活習慣
		病予防の推進

施策名	主な施策	主な事業
	(2) 田康 にづ よく	(⑥メタボリックシンドローム・対策のために生活習慣、食習慣、運動習慣の改善につながる特定保健指導の実施 ⑦禁煙及び受動喫煙防止対策の推進 (⑧40歳~64歳までの住民には生活習慣病予防の観点で、65歳以上の住民には介護予防の観点での事業の提供 ⑨子育で世代包括支援センターによる産後うつや虐待の予防、発達上の問題に適切に対応することを意識した母子保健事業の充実 (⑩肥満予防等のため小児期からの生活習慣改善を目指し、保育所・幼稚園・学校などとの連携による健康教育などの充実 (⑪乳幼児期にかかりやすい病気を未然に防ぐため、予防接種のの接種率の向上促進(健康教育・広報活動・未接種者への個別通知や指導) (⑫肝炎ウイルスやエイズ、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症に関する感染予防活動や啓発活動、相談指導による予防対策の推進 (③幼児期にフッ化物洗口事業を実施し、むし歯予防対策の充実を図り、さらに歯科保健センターを中心とした歯科保健事業の充実 (⑪小の健康に関する啓発活動や相談体制の充実 (⑤災害時の健康・安全対策マニュアルの定期的な見直し (①地域における健康づくりリーダーである健康推進員の育成強化と地域活動への支援 (②健康づくりを通して地域づくり、生きがいづくりへの支援 (③健康意識の向上を図るための健康づくり事業や各種講演会の開催 (⑤「第3次涌谷町食育推進計画」の推進と充実のため、保健・教育・農業分野をはじめとした関係機関との連携強化 (⑥地産地消、食文化の継承を合わせた食育と健康づくりの推進

-

 $^{^1}$ メタボリックシンドローム:内臓脂肪型肥満を共通の要因とした高血糖、脂質異常、高血圧を呈する病態のこと。

2-3 地域医療の充実

現況と課題

- 当町の医療機関は、国民健康保険病院のほかに病院が2か所、一般診療所が5か所、歯科診療所が7か所あります。国民健康保険病院は、地域医療の中核的施設として、町内の病院や診療所との役割分担と有機的な連携を果たしており、救急医療の対応として24時間の受け入れ体制をとっています。また、在宅医療の推進、地域医院及び二次医療圏の拠点病院との病病連携、医療技術の向上、医療機器の整備、予防医学の充実も図っています。
- 平成22年4月には、国民健康保険病院が公営企業法の全部適用を行い、公営企業管理者を選任しています。今後は、国民健康保険病院の健全経営に向けた体制を構築するとともに、更に進む高齢社会の中で、国策で重点施策に位置付けられている、地域包括ケアシステムの更なる充実を目指し町民が安心して暮らせる医療環境を提供し、生活習慣病予防や介護予防に重点的に取り組むとともに、在宅医療の整備と患者サービスの充実を図りながら、かかりつけ医や広域医療圏の医療機関との連携、救急体制の維持拡充が課題となっています。

- 1 病気の際に身近なところで適切な治療や指導を受けられるよう、国民健康保険病院 の運営体制の充実や周辺医療機関との連携強化を図るとともに、地域包括ケアシス テム構築の要としての役割を担います。
- 2 開業医との連携のもと、かかりつけ医の体制づくりを進めるとともに、訪問看護や訪問診療による在宅医療を充実させるなど、地域医療体制の整備・充実を図ります。

施策名	主な施策	主な事業
1. 地域医療の 充実	(1) 国民健康保険 病院の運営体 制の充実	①病院改革プランに基づく病院事業の経営改革を推進し、安定した経営基盤体制の確立の推進 ②法定数を満たす医療スタッフの充足と医療機器や療養環境の計画的な整備及び診療科目増設の促進 ③予約診療制を含めた電子カルテシステム ¹ など、ICTの活用による待ち時間短縮化の推進及び診療情報の整理検討 ④医療安全管理委員会を中心とした「医療事故」の防止対策の強化

¹ 電子カルテシステム:医療情報を入力し、正確で効率の良い情報処理を実現するシステムのこと。

施策名	主な施策	主な事業
	(2) 地域医療体制 の整備・充実	①予防から緩和ケアまでを包括する医療体制の確立 ②健康診断や疾病の相談、在宅医療、在宅看護などを受けられる「かかりつけ医」の体制づくり ③疾患別に応じた地域連携パス(脳卒中、大腿骨骨折、がん、呼吸器疾患等)の積極的な運用への促進 ④訪問看護や訪問診療による在宅医療の充実 ⑤大崎市民病院や石巻赤十字病院を中心とした二次医療圏、東北大学病院・仙台医療センターを中心とした三次医療圏内の医療機関相互の機能分担と連携システムの継続充実
		⑥介護事業所や介護施設等との生活復帰支援を強化し、 地域住民のニーズに応じた医療、介護体制の充実
	(3) 救急医療体制 の充実	①365日24時間救急医療体制の充実と医療情報システムの導入などによる周辺診療所、病院との連携システムの充実 ②迅速な救急搬送体制の強化 ③応急手当についての知識や技術の普及啓発活動の推進、自動体外式除細動器(AED)の公共、公益施設への配置促進 ④在宅利用者の緊急時に対応するため、訪問看護の24時間対応の実施を継続

2-4 障害者福祉の充実

現況と課題

- 平成25年、障害者自立支援法が見直され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」「障害者総合支援法」が制定されました。「障害者総合支援法」では、「制度の谷間」をなくすため、難病患者等も障害福祉サービスの対象となるなど、機能レベルや制度上の障害を見るのではなく、一人ひとりの暮らし方にあった支援体制づくりを目指しています。
- 当町では、令和3年3月末日現在の身体障害者手帳所持者は637人、療育手帳所持者は184人、精神障害者手帳所持者は89人、自立支援医療受給者数は243人で精神に障害を有する人が増加しています。
- •全ての町民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえるとともに、「第3期涌谷町障害者プラン」(令和3年3月)の基本理念「人間の自由と尊厳が大切にされ、障害の有無や程度にかかわらず、いつまでも安心して暮らせる涌谷の実現」をもとに「第6期涌谷町障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」(令和3年3月)を策定しました。
- ●退院等による精神障害者の地域生活への移行等にも対応した地域包括ケアシステムの 構築を目指しており、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を、近隣市町と 共に圏域で連携して検討しています。
- 「児童発達支援センター」や「放課後等デイサービス事業」、「短期入所等福祉サービス事業」を受けられる事業所が近隣に少ない状況です。
- 障害者(児)が働ける場所、支援学校卒業後等就労先の拡大が求められています。

- 1 障害のある人が地域で自立して生活し、自分らしい生き方ができる社会の実現を目指し、障害による負担の軽減や社会参加に向けての環境づくりに努めるなど生活支援サービスの充実を図ります。
- 2 障害者が自立して生活できる場の確保や、経済的安定を図る就労等の支援を充実させるため、地域企業における障害者雇用の啓発を図り、就業機会の創出を促進します。
- 3 精神障害者の地域生活への移行にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、 サービスを提供する事業所の確保、拡充を図ります。
- 4 支援が必要な障害児の把握に努め、各種保健事業の適用や関係機関との連携に努めるとともに、保護者への適切な助言・指導や理解促進を図り、必要なサービス利用につなげていきます。

施策名	主な施策	主な事業
1.	(1)	①妊婦・乳幼児健診の充実による早期発見、早期療育
障害者(児)	障害の早期	②療育相談の利用や家庭訪問などによる相談・支援
福祉の充実	療育・相談	③健康診査の受診促進と事後フォローによる疾病等に起
	体制の確立	因する障害の発生の予防
		④障害に関する相談体制の強化
	(2)	①障害者福祉サービスの充実
	保健・福	②広報などによる周知と啓発
	祉・生活支	③緊急通報システムなど、災害時の情報提供や連絡体制
	援サービス	の整備
	の充実	④訪問入浴サービス・移動支援事業・日中一時支援事業
		等地域生活支援事業の充実
		⑤心身障害者医療費の助成の充実
		⑥権利擁護の促進と成年後見制度の周知・活用
		⑦グループホーム等生活の場の確保・整備
	(3)	①障害児の希望や障害の実態に応じた療育や教育、就労
	自立と社会	等に向けた相談支援体制の充実
	参加の促進	②学校施設のバリアフリー化、発達障害児の特別支援教
		育の充実
		③福祉施設等から一般就労への移行などの推進
		④地域活動支援センターの機能強化

2-5 安心の制度運用

現況と課題

○国民健康保険

- 国民健康保険は、相互扶助の精神に基づき、加入者の健康保持と社会保障の一端を担う重要な役割を果たしてきました。しかし、高齢化の進展とともに医療の高度化・多様化が進み医療費は増加の一途をたどっています。また、長引く景気低迷の中、失業者の加入、個人所得の減少などで財源の減少があり、年々事業の運営が厳しい状況になってきています。
- そこで、増大する医療費の適正化を図り、被保険者負担の公平性確保のため国民健康 保険税の収納率の向上に努める必要があります。国民健康保険事業に対する理解と協力を得ながら住民の健康管理と事業の安定的かつ健全な運営に努めることが必要です。
- 平成30年度に行われた国民健康保険制度改革が、概ね順調に実施されていることから、引き続き、財政運営の安定化を図りつつ、「財政運営の都道府県単位化」の趣旨の深化を図るため、「第2期宮城県国民保険運営方針」(令和3年3月)に基づき、県と町の役割分担のもと、更なる取組を推進することが必要となります。このため、今後、保険料水準の統一などの議論を進めることが重要となります。

〇介護保険

- 令和2年度の高齢化率は37.4%となっており、全国平均28.4%(令和元年度)を大きく上回る状況となっています。2025年(令和7年)には高齢化率は40.1%まで上昇すると見込まれ、介護を要する高齢者の増加に伴い、必要とされる支援も増加が見込まれます。
- •介護保険制度を利用する高齢者が増加し、保険料を負担する若い世代が減少していく 社会の中で、必要な人に必要な支援を提供し続けられるように、元気なうちから健康 支援を行い、要介護(要支援)認定者とならないような仕組みづくりが必要となりま す。
- 高齢者が、介護が必要になっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けるため、 また、今後増加の見込まれる認知症高齢者の生活を支えるためにも、医療・介護・住 まい・生活支援及び介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築 が必要となります。

〇後期高齢者医療

- •後期高齢者医療は、老人保健制度に代わる新制度として、平成20年4月に75歳以上を対象として創設されました。都道府県単位で設置された「後期高齢者医療広域連合」が運営主体となり、町は保険料の徴収、申請受付等の窓口業務を行います。
- ・健康診断結果から、高齢者の中で高血圧者の増加や口腔状態の悪化が判明しており、 重症化前の対策が必要となっております。
- 高齢化の進展、高度な医療の普及等により医療費が増大する中で、安定的な制度運営のため、制度の周知や保険料の収納業務等を促進します。

〇国民年金

•国民年金は、国民の老後を支えるための公的年金制度で、日本年金機構が事業運営しています。少子高齢化により、高齢者の生活の安定は大きな課題となっていますが、令和元年10月から年金生活者支援給付法により、所得が一定の基準を下回る老齢基礎年金の受給者などを支援する法律が施行されています。今後とも、日本年金機構と連携を図りながら、より一層年金制度の理解を深めるため、啓発に努める必要があります。

計画の内容

- 1 国民健康保険制度に対する理解や医療費に対する関心を高めるとともに、特定健診・特定保健指導の受診率向上に努め、疾病の早期発見、予防を図り、医療費抑制につなげます。また、国民健康保険事業の健全運営を確保するため、納税の責任と公平性の観点から、国民健康保険税の収納率の向上に努めます。
- 2 介護保険制度の安定化に向けて、介護予防の推進と介護費用の適正化に努めます。 そのため、制度の周知徹底と利便性の向上を図ります。
- 3 安定した高齢期の生活が営めるように制度の周知といつまでも健康で生活できるように健康診査等を実施するとともに、介護予防を一体的に実施していきます。
- 4 町民だれもが年金を適正に受給でき、安定した高齢期の生活を営むことができるよう、国民年金制度の周知と適正加入を促進します。

施策名	主な施策	主な事業
1. 国民健康保険	(1) 国民健康保険 制度の啓発・ PRと収納確 保	①「広報わくや」などでの国民健康保険財政状況の周知と納税意識の高揚 ②制度の周知による利便性の向上 ③窓口相談業務の充実などによる収納率向上対策の推進
	(2) 健康増進と国 保財政の健全 化	①各種検診による病気の早期発見と早期治療の促進 ②レセプト ¹ データを活用したデータヘルス計画に基づいた健康づくり事業の推進 ③国庫補助事業を積極的に導入した保健事業の推進 ④保健師の訪問指導による重複・多複受診の防止など医療給付の適正化の推進 ⑤レセプト点検の強化と医療費通知の継続 ⑥柔道整復療養費の適正化 ⑦ジェネリック医薬品 ² の利用促進と差額通知の実施

¹ レセプト:診療報酬請求明細書の通称。病院や診療所が医療費の保険負担分の支払いを公的機関に請求 するために発行する。

² ジェネリック医薬品:特許が切れた医薬品を他の製薬会社が製造あるいは供給する後発医薬品のこと。

施策名	主な施策	主な事業
2.	(1) 介護予防の 推進	①「広報わくや」などによる介護保険財政や制度改正の 周知 ②閉じこもりや寝たきり、認知症などに対する介護予防 の取組や介護度維持と改善の取組の推進
	(2) 介護費用の 適正化と利 用者の保護	①要介護認定における審査体制の強化充実 ②適正化システムの活用など介護給付の適正化対策の実施 ③各介護保険事業所への苦情の透明性確保と町・県との 連携強化による迅速な苦情処理体制の充実 ④相談体制の充実による介護保険サービスの適正な利用 促進 ⑤成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の周知・普及な ど利用者の保護
3. 後期高齢者医療	(1) 後期高齢者医 療制度の啓 発・PRと収 納確保	①「広報わくや」などでの後期高齢者医療制度の周知 ②制度の周知による利便性の向上 ③窓口相談業務の充実などによる収納率向上対策の推進
	(2) 健康増進 (3) 保健事業と	①各種検診による病気の早期発見と早期治療の促進 ②高齢者に対する健康相談の実施 ①高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
	介護予防の 推進	
4. 国民年金	(1) 国民年金制度 のPRの強化	①「広報わくや」、パンフレットなどによる年齢層に応 じた年金制度の周知 ②無年金者の発生防止のための加入促進
	(2) 国民年金の 適正加入の 促進	①国民年金未加入者の資格取得の支援 ②保険料の口座振替の利用促進 ③国民年金保険料免除制度、納付猶予制度、学生納付特 例制度の周知

第3章 子どもの成長支えるまちづくり

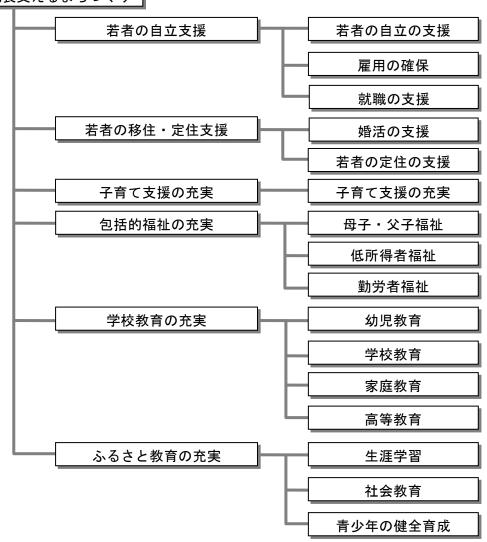
【計画推進の基本方針】

- 1. 就労支援を通した次代を担う若者の自立を支援します
- 2. 婚活事業や生活環境整備による若者の移住・定住を支援します
- 3. 保育サービスや放課後児童クラブなどによる子育て支援の充実を図ります
- 4. 誰もが自立して安定した家庭を築けるように、包括的な福祉の充実を 図ります
- 5. 幼児から成人まで、人間性豊かな自立できる人を育てる教育活動を推進します
- 6. 地域を知って地域への愛着を育てるふるさと教育を推進します



【施策の体系】

子どもの成長支えるまちづくり



3-1 若者の自立支援

現況と課題

- •長期的に続く経済の低迷などが要因で、雇用機会が減少しており、フリーターなどの 非正規雇用者やニートといった若者が依然として多い状況が続いています。また、若 者の親への依存が高く、社会への関心の薄れなどといった課題が生じており、働くこ との意義や職業観などを学ぶことが必要となっています。
- •今後は、さらに、就労支援のため、関係機関との連携を強化し、新たな雇用の創出と 確保に努め、町民の安定的就労を図るとともに、次代を担う若年層が多様な職業観を 持ちチャレンジすることへの支援が求められます。

計画の内容

- 1 若者のキャリア教育や就職・起業の支援を行い、就業の安定化を図るとともに、立 地条件を活かした企業誘致を推進します。
- 2 「黄金山工業団地」等への企業誘致、既存企業の事業拡大や設備投資などを支援し、 地域としての雇用の創出を図ります。
- 3 制度緩和による職業紹介の実施検討を行うとともに、若年層の無業者を対象とする 就労支援に関する相談窓口機関の紹介を継続します。

施策名	主な施策	主な事業
1.	(1)	①若者のキャリア教育や就職支援・起業の支援
若者の自立	若者の自立支	
の支援	援	
2.	(1)	①県や商工会と連携した起業講座や異業種交流、情報
雇用の確保	起業・経営革	提供や相談体制の整備充実
	新の支援	②県や隣接自治体、大学などと連携した起業支援体制
		の促進
		③若者や女性、離職者などのキャリア(資格)教育や
		起業の支援
	(2)	①立地条件を活用した企業誘致の推進
	企業誘致の	②企業動向の情報収集と誘致活動
	推進	
3.	(1)	①職業紹介の実施
就職の支援	就職・再就職	 ②U・J・Iターン ¹ 希望者等への総合窓口の充実
	支援	

¹ U・J・Iターン: Uターンは都会から出身地に帰ること。 Jターンは都会と出身地の途中地点に帰ること。 I ターンは、都会から出身地ではない地域に移住すること。

37

3-2 若者の移住・定住支援

現況と課題

- 当町の男性の純移動(=社会動態)数を年齢別にみると、10代から20代前半で転出超過となっており、20代後半で転入超過となっています。これは、学校等への入学時に転出し、卒業に伴う就職等のため転入する傾向が続いているものと推測されます。
- •一方、当町の女性の純移動(=社会動態)数を年齢別にみると、10代後半から30代前半にかけて転出し、それ以降の転入超過が見込めない状況になっています。
- ●今後の町の発展のためには、将来を担う若者の確保が不可欠なことから、これらの若者層について、移住・定住を支援し、促進する施策を展開していくことが求められます。

- 1 若者のまちづくりへの参画機会の充実を図り、若者の婚活事業を進めるとともに、 若者自身による多様な交流機会づくりを支援します。
- 2 若者が求める環境の良い住宅環境の整備を進めるなど、若者の町内への定住を支援し、若者が住みやすいまちづくりを推進します。

施策名	主な施策	主な事業
1. 婚活の支援	(1) 婚活事業	①民間活用等による出会いの場の提供・結婚相談事業の 充実
2. 若者の定住 の支援	(1) 若者の定住支 援	①イベントやスポーツ、祭りや地域行事、パーティなどまちづくりへの参画機会の充実と若者の創造による自主的イベントの支援 ②移住者等に対する住宅取得の支援 ③民間資金を活用した若者向け住宅の調査実施 ④空き家バンクによる空き家情報の提供 ⑤おためし移住体験の推進

3-3 子育て支援の充実

現況と課題

- •急激な少子化の進行を受け、『子どもを産み育てる喜びを実感できる社会の実現が重要であり、家庭だけでなく地域、職場、学校をはじめとする社会全体で、子育て支援に取り組んでいくことが不可欠である』という理念に基づき、平成15年7月「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。また、「今後の次世代育成支援対策推進法について」(平成25年12月10日日本労働政策審議会建議)を受け、法の有効期限10年間の延長、新たな認定(特例認定)制度の創設等を内容とする「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成対策推進法等の一部を改正する法律」が平成26年に成立し、次世代育成支援対策推進法が改正され、平成27年4月1日から施行されました。
- •しかし、このような取組にも関わらず、少子化の進行は続いており、子育ての孤立感や負担感の増加、都市部を中心とした深刻な待機児童問題、子ども・子育て支援の質・量とも不足していることなどから、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この「子ども・子育て関連3法」に基づき平成27年に「子ども・子育て支援新制度」が施行され、新制度では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、待機児童解消、地域の子ども・子育て支援の充実を推進していくこととしています。また、令和元年10月からは幼児教育・保育無償化がスタートし、子育てを行う家庭の経済的負担が軽減され、少子化対策の推進が図られています。
- ・当町では、エンゼルプランの策定からはじまり、平成16年3月には「涌谷町・安心子育て支援プラン」、平成17年3月「涌谷町次世代育成支援(前期)行動計画」、平成22年3月「涌谷町・安心子育て支援プラン(涌谷町後期行動計画)」、平成27年3月には「涌谷町・安心子育て支援プラン(子ども・子育て支援事業計画)」の策定を行い、子ども・子育て支援に関する施策を推進してきました。さらに、基本理念である「安心して子どもを産み、育てることができる町づくり」を引き続き継承し、令和2年度から5年間を計画期間とする「涌谷町・安心子育て支援プラン(第2期子ども・子育て支援事業計画)」を策定しました。
- •「子どもを安心して産み、豊かにたくましく、やさしく育ってほしい」との思いは親の願いであり、地域の願いでもあります。就学前の子どもを対象とした施策として、延長保育事業や一時預かり保育事業をはじめ保育料の保護者負担金の軽減を行い、平成30年度から幼稚園の預かり保育時間を保育所と同じ時間にし、保育ニーズの受け皿としてきました。3才児以上は、可能な限り在住地域の幼稚園利用を促すことで、保育所の2才児未満の受け入れが増加し、待機児童の解消につながりました。また、令和2年度からは、全放課後児童クラブにおいて、5・6年生までの受け入れを行ったことで定員増が図られました。また、子育て中の保護者の経済的負担軽減を図るため、18歳までの子ども医療費助成事業を行っています。
- ・当町の出生数(1年間に生まれる子どもの数)は、平成26年は103人だったのに対し、 平成29年は77人まで減少し、平成30年、令和元年は83人まで回復したものの、令和2 年は68人と再び減少となっており、今後も減少傾向が続くと予想されています。
- 出生数の減少は、子ども同士の触れ合いの機会を少なくし、子どもたちの自主性や社

会性の育成にも影響を及ぼすと考えられ、憂慮すべきことです。出生数減少の背景には、若者の価値観の多様化に加えて、子育て世代の就労環境や仕事と子育ての両立の難しさ、子育て世帯の経済的・精神的負担の増大が考えられ、社会全体で子育てを支援する仕組みづくりが必要になってきています。このため、令和2年度に策定された「涌谷町・安心子育て支援プラン(第2期子ども・子育て支援事業計画)」の考え方に基づき、子どもが健やかに成長できる環境の実現を目指します。

■主な子ども・子育て支援事業(幼児・児童対象分)

施設名	名 称	対 象
さくらんぼこども園	延長保育事業	保育所部:生後6か月から
	子育て支援センター事業	2歳児
	預かり保育事業	幼稚園部:3歳児から5歳児
涌谷幼稚園	預かり保育事業	3歳以上の幼稚園在園児
涌谷南幼稚園		
ののだけ幼稚園		
涌谷保育園	延長保育事業	生後6か月からの未就学児
涌谷修紅幼稚舎	延長保育事業	生後6か月から2歳児
	一時預かり保育事業	
子どもの丘保育所	子育て支援センター事業	生後6か月から2歳児
	延長保育事業	
	一時預かり保育事業	
涌谷第一小学校	わくわくスマイル児童クラブ	小学1年生から6年生
月将館小学校	杉の子児童クラブ	
箟岳白山小学校	小里箟岳児童クラブ	

- 1 多様な保育ニーズに対応するため、保育所施設や保育サービスの充実を図るとともに、民間保育サービス提供者への支援を強化します。
- 2 放課後児童クラブ事業への取組推進など、放課後児童対策の強化や地域での子育て支援、子ども同士が安全に遊べる環境の充実を図ります。

施策名	主な施策	主な事業
1.	(1)	①多様な保育ニーズの把握
子育て支援 の充実	保育事業の 充実	②既存の保育施設の整備運営の充実による保育サービス の提供
		③保育所、幼稚園、小学校の連携強化
		④民間保育サービス提供者への支援
		⑤多様化する保育ニーズに応じた保育施設の検討

施策名	主な施策	主な事業
	(2) 放課後児童対 策の充実	①放課後児童クラブ事業の推進、小学校などでの放課 後児童対策の充実 ②地域での安全な遊びの場の確保と遊びの継承
	(3) 子育て支援の 充実	①子育て支援体制の充実と相談窓口の利便性の向上 ・子育て支援関連機関による支援事業 ・「安心子育て支援プラン」に基づいた連携体制の充実 ②地域子育て支援センターと利用者支援事業の連携強化 ③親同士の交流と学習の場づくりや育児サークル等の支援 ④保育料の保護者負担の軽減 ⑤児童手当・子ども医療費助成、子育て世帯の保育料助 成など子育て期における経済的負担の軽減
	(4) 子育てを応 援する社会 づくり	①第2期子ども子育て支援事業計画(R2年度~R6年度)に基づく施策の推進 ②児童虐待防止ネットワークの充実 ③子どもに関わる地域の人材発掘とサークルの支援 ④子育てと仕事の両立支援 ⑤子どもを交通事故や犯罪被害から守る保護者と地域住 民、関係機関の連携による安全なまちづくり

3-4 包括的福祉の充実

現況と課題

〇母子・父子福祉

- •ひとり親の家庭は増加傾向にありますが、児童の養育や生計維持のための負担が大きく、何らかの支援が必要となることから、各種経済的支援や就業支援策の周知を行い、 相談対応を行っています。
- 今後は、留守家庭における子どもの健全育成とあわせて、安心して働ける条件整備が 求められます。

〇低所得者福祉

- •全国の生活保護受給者数は平成29年2月現在で214万1881人となっています。世界金融危機以降急増しましたが、季節要因による増減はあるものの、近年はほぼ横ばいで推移しています。年齢別では、65歳以上の高齢者の伸びが大きく、全体の45.5%を占めています。
- 当町においても、生活保護受給者数は横ばいで推移しており、令和2年度末で150人となっています。そのうち65歳以上の割合が65.3%となっており、高齢者の増加に伴い、受給者数も増加しています。
- •今後、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、経済活動や雇用情勢の悪化により収入が減少し、生活に困窮する世帯の増加が懸念されることから、生活困窮者の自立に対する支援が求められます。

〇勤労者福祉

- •産業構造の変化や若者の就業意識の低下などにより、フリーターやニートが増加して おり、将来的には個人消費の低迷による景気への影響や少子高齢化の加速による社会 保障制度への影響などが懸念されます。
- 経済不況による企業の雇用調整が続き、派遣労働者や契約社員など非正規雇用者が増加し、働き方の多様化が進んでいます。
- 今後は、若者や女性、退職者や高齢者の職業能力の開発や就労への支援とともに、勤労者福祉の充実促進が求められます。

- 1 ひとり親家庭については、各関係機関と協力・連携し、必要な支援に確実につながるよう支援します。
- 2 民生委員児童委員や社会福祉協議会等との連携のもと、低所得者の実態を把握し、 各種資金貸付制度の活用やハローワークとの連携により、適切な援護と自立生活指 導を推進します。
- 3 若者や女性、退職者や高齢者など勤労者の職業能力の開発への支援と雇用の促進を図るとともに、勤労者福祉の充実を図ります。

施策名	主な施策	主な事業
1. 母子・父子 福祉	(1) 相談体制の 充実	①母子・父子家庭の子育てを支援する相談体制の充実 ②母子・父子家庭の自立を促進するための相談体制の充 実
	(2) 支援対策の 充実	①児童扶養手当や母子・父子家庭医療費の助成、生活資金の貸付事業など公的扶助制度の周知による経済的な自立を支援 ②親が安心して働けるよう、保育サービスと放課後児童クラブの充実
2. 低所得者福祉	(1) 低所得者世帯 への支援	①関係機関との連携による生活相談の充実と生活困窮者の実態の的確な把握 ②生活保護制度の運用支援 ③社会福祉協議会等の各種資金貸付制度の周知と活用促進 ④ハローワークとの連携による民間企業などへの雇用の 促進
3. 勤労者福祉	(1) 雇用の促進	①ハローワークとの連携による労働相談や雇用相談の充実 ②職業訓練施設などを活用した職業能力の向上の促進
	(2) 福利厚生対策 の充実	①勤労者福祉に関する各種制度や就労対策などの周知啓 発

3-5 学校教育の充実

現況と課題

〇幼児教育

- 令和3年度現在、当町には町立の幼稚園が3園と幼保一元化施設が1か所、また民間の保育施設が3か所あります。町立幼稚園では、平成12年度から預かり保育を実施、平成30年度から幼稚園の預かり保育時間を保育所と同じ時間にするなど、住民の幼児教育・養護に対するニーズに対応してきました。しかし、共働き世帯の増加や社会情勢の変化などによるニーズの多様化への対応が求められます。
- •教育と養護の充実としては、宮城県の「学ぶ土台づくり」推進計画に沿って、親子間の愛着形成の促進、子どもの基本的生活習慣の確立、豊かな体験活動による学びの促進、幼児教育の充実のための環境づくり、これらを生涯学習等との連携を図りながら家庭教育に関する情報提供や相談の充実、子育てサークルの育成支援などが必要であると思われます。

〇学校教育

- 当町には、平成22年度まで、小学校5校と中学校2校がありましたが、各学校とも少子化の傾向が顕著になってきたことから、学校等適正規模適正配置を計画し、地域住民の理解と協力をいただきながら、平成23年4月に小学校2校を統合し新しく「月将館小学校」、平成27年4月に中学校2校を統合し新生「涌谷中学校」、平成28年4月には箟岳地区の小学校2校を統合し「箟岳白山小学校」を創設しました。
- 学校施設は、平成22年度までに学校校舎等の耐震改修工事を完了し、耐震補強を進めてきました。今後は、学校施設の老朽対策や設備の充実などを年次計画で進めていくと同時に、統合後の旧学校施設・体育館等の管理と活用方法について検討が必要になっています。
- •近年、養育費、教育費、住宅ローンなど子育て世代の負担が増大していますが、子育て世帯の家計状況の悪化は、子どもの学力等にも影響を及ぼす可能性があることから、義務教育課程における教育費の負担軽減について検討していきます。

○家庭教育

- •最近の社会情勢から、家庭の核家族化と地域コミュニティの希薄化などにより、家庭や地域の教育力が弱体化してきています。このため、子どもの基本的生活習慣や生きるための知識等が十分でないまま成長していくことに懸念があります。これを補う事業として、幼稚園や学校が中心となって地域交流を進め、また、幼稚園や保育所、児童館での家庭教育学級の開催により子育て支援を実施するなど、町をあげて家庭教育や親同士の活動の支援、地域教育の充実を推進する必要があります。
- 当町では、今後もこうした取組により、子どもを産み、育てやすい環境づくりや子育 て支援が充実するよう進めていきます。

〇高等教育

- 当町の中学校卒業者の進学率は、平成30年度~令和2年度の3か年の平均で99.2%となっています。また、町内にある宮城県涌谷高等学校は全日制の普通課程で、令和3年7月現在、学級数12学級、生徒数290名となっています。
- •今後は、高校、中学校、町教育委員会が連携を密にし、交流と相互の教育内容の向上などに努めるとともに、学校施設設備の充実や地域ニーズに合った教育課程や教育内容の充実を要望していくことが求められます。

- 1 社会で生きるための最も基本となることを、具体的な体験の中から獲得できるよう、 幼稚園・保育所等での幼児教育・養護の充実を図ります。また、家庭、学校、地域 との連携を強化し、乳幼児等の健全な成長を支援します。
 - *「養護」は、児童福祉法上の用語であり、保育所の児童や幼保一元化施設の長時間保育児は「幼児教育」のほか、「養護」を受けることとされています。幼児の健やかな育成を目指し、保育所や小学校との連携を図りながら、各幼稚園施設や体制の充実を図ります。さらに、地域の実情に応じた幼児教育の充実に取り組みます。
- 2 将来への希望を持ち、人間性豊かな、学ぶ意欲と基礎学力を身につけた児童・生徒を育むために、授業の充実をはじめ、学校運営の充実、教育環境の整備を進めます。 また、総合的な学習の時間などを活用した自然体験や職業体験などを通じて、社会性や自立性を身につける教育活動を支援します。
- 3 子どもが成人するまでの家庭や地域での教育や自立に向けての体験機会などの支援 を図ります。
- 4 地域の高校としての宮城県涌谷高等学校との交流の充実を図り、高校と連携したまちづくりを推進するとともに、学校施設設備の充実や地域ニーズに合った教育課程 や教育内容の充実を図り、特色ある学校づくりを支援します。また、十文字学園女子大学友好交流事業を通して、人材の交流を推進します。

施策名	主な施策	主な事業
1. 幼児教育	(1) 教育と養護活 動の充実	①教育・養護環境の充実 ・教育・養護活動の充実 ・乳幼児と児童・生徒の異年齢交流促進 ②特別支援乳幼児等への支援体制整備 ・保育士・教諭等の研修推進 ・健康部門との連携強化 ③教育・養護活動を地域で支える基盤の強化 地域内の多様な人材活用の促進 ④将来に向けた町内幼稚園施設の整備
	(2) 家庭・地域教 育の推進	①「はやね、はやおき、あさごはん」運動の推奨 ②地域内の多様な人材の活用
2. 学校教育	(1) 授業の充実と 学力の向上	①学ぶ意欲を高める授業の実践 ②学習の充実に必要な規律や学び方を身に付け、主体的に学習に取り組む児童生徒の育成 ③個別指導や少人数指導、習熟度別指導など児童・生徒の個性や能力に応じた教育の推進 ④総合的な学習の時間などを使った、地域特性を活かした多様な体験学習や交流活動の実現 ⑤カウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用や学校適応指導の充実など、学校不適応対策の充実 ⑥家庭との連携による家庭学習や読書習慣の確立 ⑦教師の実践力向上のための自己研修・校内研修などの充実 ⑧「志(こころざし)教育」推進体制の整備と主体的な進路選択の支援 ⑨町の自然や産業、文化に触れる体験活動や世代間交流活動などを通しての人間力の向上 ⑩義務教育課程の学級費等教育費の負担軽減の検討

施策名	主な施策	主な事業
	(2)	①安心で安全な郷土色豊かな給食の提供と食育や食農教
	時代にあった	育の推進
	教育の推進	②各人にあった運動習慣の確立による体力の向上
		③豊かな心を育む道徳教育の充実といじめに向かわせ
		ない学級・学校づくり、一人一人の個性や能力を大
		切にする人権教育の推進
		④外国人講師による英語指導の充実など国際理解教育の 推進
		⑤ICTの活用と情報編集、発信能力の向上及び全ての
		教科における適正な情報収集・発信能力の育成と情報
		モラルの指導
		⑥意見発表や議論の機会の充実等、コミュニケーション
		能力を向上し、将来の社会性を養うための「志(ここ
		ろざし)教育」の実施
		・ボランティア活動や職場等体験することにより、知識の必要性を理解させるため、企業や地域との連携体制の構築
		⑦学校行事などの異年齢交流を通した子どもたちの社会
		力(社会の中での生きる力)の向上
		⑧自然や地域を大切にする環境学習や歴史と伝統文化教
		育の充実
		⑨ボランティア活動などを通した福祉学習への積極的な
		取組
		⑩災害や交通事故、犯罪被害の予防、薬物乱用防止など
		自らの安全を守る教育の推進
		⑪児童・生徒の状況に応じた教育の充実
	(3)	①家庭、地域、学校間の連携強化と地域特性を踏まえた
	学校運営の	開かれた学校運営の実践
	充実	②生涯学習を見据えた幼児教育、学校教育、社会教育
		などとの連携
		③教員研修等による学校の教育力(学校力)の強化・
		充実
	(4)	④将来に向けた教育体制の検討
	(4)	①ICT機材やパソコンソフト等の整備充実と有効活用
	学校教育施設	②地域スポーツの場としての運動施設などの有効活用
	の充実と活用	③将来に向けた町内小中学校施設の整備
	(5)	①スクールバス運行の充実
	通学条件の	②交通安全指導の実施や地域での見守りによる通学路
	整備	の安全対策の充実
	TE NW	

施策名	主な施策	主な事業
3. 家庭教育	(1) 家庭教育の 推進	①家庭教育に対する親の理解を深める学習機会の提供 ②家庭教育の推進のための多様な人材の確保育成 ③「はやね、はやおき、あさごはん」運動の推奨
4. 高等教育	(1) 涌谷高校と の交流・連 携	①合同発表会や部活動での交流など高等学校と小中学校の連携強化 ②イベントを通じて涌谷高校と連携したまちづくりの推進 ③社会ニーズや地域ニーズに応じた教育課程や教育内容の充実
	(2) 進学の支援	①十文字学園女子大学友好交流事業の推進

3-6 ふるさと教育の充実

現況と課題

〇生涯学習と社会教育

- •社会の情報化・成熟化に伴い、町民のニーズ、興味の分散化傾向が見られます。また、 様々な分野において趣味などを通して、生涯学習講座等への参加者の増加が予想され ます。子どもや若者の体験機会への支援、健康や環境、文化など地域づくりに向けた 学習など、新たな社会教育が必要となってきています。
- 平成23年3月の東日本大震災の影響で、施設が大きな被害を受けて休館していましたが、平成27年に涌谷公民館が再建、旧勤労青少年ホームも統合になり、涌谷公民館は生涯学習拠点としての姿を取り戻しました。今後は更に町民が利用しやすい施設を目指して環境整備を行うとともに、住民の学びの場として利用促進を図ります。また、平成30年に旧青少年ホームに図書室を整備しました。今後は、読書活動推進のため図書資料の充実を図ることが必要です。
- ●当町では、涌谷公民館と箟岳公民館、くがね創庫、涌谷スタジアム、勤労福祉センターなどを利用して生涯学習・スポーツ活動を推進してきました。また、学校において「生きる力」・「志(こころざし)教育」が求められる中、地域への愛着を育てる体験活動の重要性が増しています。今後は、町民の自主的な地域活動(生涯学習やスポーツ活動)の促進や子どもの遊びや体験学習及び生涯学習講座などの推進を図るとともに、各種事業の指導者やリーダー、生涯学習ボランティア等、地域人材の育成を進めていくことが必要です。

〇青少年の健全育成

- •少子化に伴う子どもの集団遊びや地域活動の機会の減少、若者の職業やライフスタイルの多様化などにより、青少年が地域に愛着を持ち、社会に対して関心を持つようになることが難しくなってきています。特に、企業の雇用抑制により、若者の就業の不安定化が進み、青少年が将来への夢を持ちにくくなり、様々な社会問題が起こっています。
- 当町では、昭和59年度に「青少年のための涌谷町民会議」を設立、平成8年度には、「涌谷町青少年相談室」を設置し、相談や巡回指導、啓発広報活動を展開しています。また、町内各小中学校における青少年健全育成事業の実施を支援しています。今後は、これからの激動の社会を生きていく青少年が自立し、自主的に行動ができ、たくましく生きていけるように、支援していく必要があります。

- 1 生涯学習を推進する体制を整備し、自由に利用できる学習拠点や身近な地域での学ぶ場の確保、指導者の養成、情報提供の充実、各種体験学習の推進など、町民の自主的な地域活動を支援します。また、子どもや若者の自立支援など、新たな学習課題を把握しながら、魅力ある学習機会の提供と自主的な活動の支援を図ります。
- 2 学校と地域をつなぐ仕組み・組織をつくり、学校・家庭と地域が子どもの健全育成 に向けた目的意識を共有し、各々の特性を活かしながら、互いに尊重し、対等な立 場で協力し合い、共に実践活動が行えるように支援します。
- 3 青少年及び成年を対象とした社会教育の講座を開催し、魅力ある学習機会の充実を 図ります。
- 4 少子化に伴い、青少年の地域活動の機会が減少、ライフスタイルの多様化などにより、地域への愛着が薄れ、社会に対して関心を持つことが難しくなってきています。 今後は、青少年がたくましく生きていけるように、また自立できるように自主的に 活動できる場を提供するとともに地域リーダーとして成長するため、支援する必要 があります。

施策名	主な施策	主な事業
	(1) 生涯学習の推 進体制の確立	 ①生涯学習推進計画の策定 ②幼児から高齢者までの生涯学習体系の確立 ③地域の人材を活用し、生涯学習を推進するためのリーダーや指導者の育成 ④各種事業の企画や運営など生涯学習ボランティアの育成 ⑤県や近隣市町村、高校、大学、企業などとの連携体制の確立
	(2) 学校と地域 の協働教育 の推進	①放課後子ども教室の充実 ②学校・地域協働活動の推進
	(3) 生涯学習施設 の有効活用と 整備	①生涯学習施設の計画的な改修と有効活用 ②大崎生涯学習センターなど生涯学習施設との連携 ③放課後の校庭などを活用した遊びやスポーツなどの集 団活動の促進 ④施設などの利用手続きの簡素化と情報の提供

施策名	主な施策	主な事業
	(4) 生涯学習活動 の促進	①乳幼児、小学校低学年を対象とした読書活動の奨励②生涯学習グループの育成支援③公民館などの事業を通した、生涯学習団体への移行の支援④子どもや若者を対象にした体験・交流・イベント・学習機会などの充実
2. 社会教育	(1) 社会教育の 推進 (2)	①社会教育の講座の開催 ②ICT学習など職業能力向上のための学習支援
3.	まちづくり 学習の充実	①まちづくり学習など開催促進 ②住民活動との連携によるまちづくり学習体制の整備
3. 青少年の健全 育成	(1) 青少年の活 動機会の充 実	①生活体験学習など少年教育事業の推進 ②伝統行事や祭りなどの地域文化を継承する機会の充実 ③他市町村青少年との交流機会の拡充 ④「青少年のための涌谷町民会議」の充実
	(2) 青少年の 自立の支援	①町のイベントへの青少年の協働参画の推進 ②まちづくり活動やボランティア活動などへの青少年の参加機会の充実 ③青少年の自主的な交流や活動への支援 ④成人式など、青少年の自立を促す事業の支援 ⑤インリーダー¹・ジュニアリーダー²とボランティアリーダー³の養成 ⑥青年リーダーの育成と地域青年活動への支援

.

¹ インリーダー:子ども会や学校で良きリーダーとして、仲間をまとめることができるような研修を受けた小学生のこと。

² ジュニアリーダー:大人と子どものパイプ役として、子どもたちを指導する少年指導者のこと。

³ ボランティアリーダー:ボランティア活動全般に関する指導者のこと。

第4章 安全で快適な環境のまちづくり

【計画推進の基本方針】

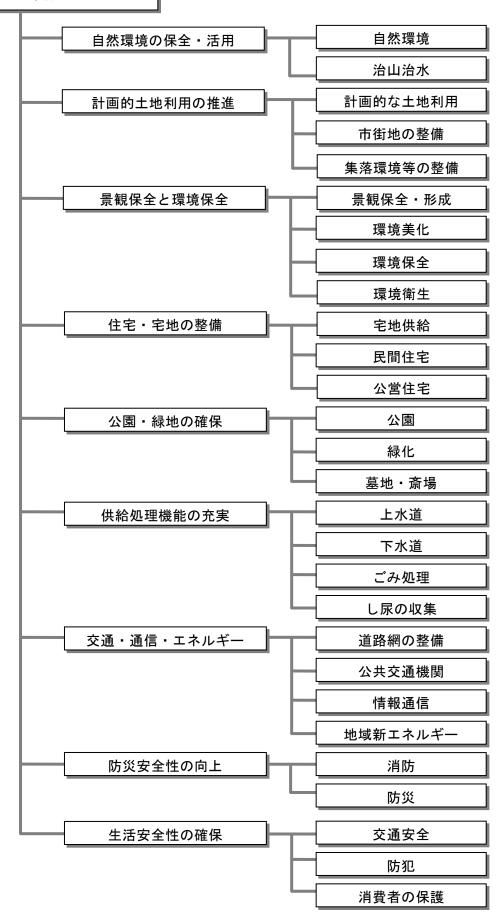
- 1. 魅力的で素晴らしい自然環境を保全・活用し、後世へ継承します
- 2. 自然・田園環境と市街地づくりが調和した計画的土地利用の推進を図ります
- 3. 自然豊かな景観の保全・活用と水や緑など美しい環境の保全を図ります
- 4. 住宅支援や空き家対策を中心とした住宅・宅地の整備を推進します
- 5. 適切な維持・管理による公園・緑地の確保を図ります
- 6. 安全で安心な供給処理機能の充実を図ります
- 7. 新時代に対応した、交通・通信・エネルギーの利便性向上を図ります
- 8. 震災や水害に強いまちづくりに向けて、災害経験を活かした 防災安全性の向上を図ります
- 9. 誰もが安心して暮らせる生活安全性の確保を図ります





【施策の体系】

安全で快適な環境のまちづくり



4-1 自然環境の保全・活用

現況と課題

〇自然環境

•標高236mの箟岳山は涌谷町の中央に位置し、石巻湾や船形連峰、栗駒山などを眺望でき、山頂には古刹、箟峯寺が鎮座し、民謡「秋の山唄」で全国に知られています。また、県の「自然環境保全地域」と「緑地環境保全地域」に指定され、豊かな自然環境が残されています。この素晴らしい自然環境を後世に残していくため、監視体制の強化を図るとともに、保全への意識を高めていく必要があります。

〇治山治水

- •近年、各地で台風や集中豪雨による自然災害が頻発していますが、当町には急傾斜地 崩壊警戒区域 41 か所、土石流警戒区域 61 か所、地すべり危険箇所 1 か所、砂防指 定河川・沢 4 か所があり、森林の適正管理を基本として、山地の荒廃を防ぐ治山事業 や、砂防事業等の災害防止対策が必要です。
- 当町には、1級河川である江合川をはじめ北上川、旧迫川、田尻川、出来川が流れており、これまで水害に悩まされてきましたが、国・県による河川改修事業や内水排除のための排水機場の整備が進められ市街地の浸水被害は軽減しました。今後も、引き続き河川改修や治水対策と市街地の浸水対策を実施する必要があります。このほか普通河川については、集中豪雨の際には川岸の浸食や農耕地への浸水、冠水などの被害が懸念されることから機場の更新等を含めた排水対策を推進することが必要です。

- 1 優良な自然環境を後世に引き継ぐために、自然環境と調和する開発を指導するとと もに、自然環境の定期的な監視を図ります。また、自然学習の促進と自然とふれあ う場の整備を進め、自然環境保全への共通理解を育みます。
- 2 自然条件に適合する土地利用の促進をはじめ、治山治水施設機能を強化するなど自 然災害を克服し、市街地の浸水対策を推進するなど、快適性の向上を目指します。

施策名	主な施策	主な事業
1. 自然環境	(1) 自然環境保全 の促進	①石仏広場を中心とした動植物保護ゾーンの設置の調 査実施
	(2) 豊かな自然の 活用	①森林、河川、農地の環境保全効果など総合的な自然理解の促進②自然を活かした活動への支援③史跡、旧跡、自然を結ぶ散策ルートの再設定
2. 治山治水	(1) 治山等対策の 促進	①均衡のとれた町土開発及び土地利用の適正化 ②適正な森林管理による山地災害の未然防止 ③治山ダムや急傾斜地崩壊対策事業などの整備要望
	(2) 治水等対策の 促進	①市街地の浸水対策の推進 ②各河川の同盟会構成自治体としての早期改修の整備 要望

4-2 計画的土地利用の推進

現況と課題

〇土地利用

- 当町の総面積(以下、令和2年土地概要調書)は8,216haで、田が2,981ha(36.3%)、畑が504ha(6.1%)、山林が2,338ha(28.5%)、宅地が651ha(7.9%)、原野が53ha(0.65%)、その他1,689haで、田が減少し、宅地が増加傾向にあります。計画的な土地利用に向け、平成10年に「都市計画マスタープラン」、平成22年には「第3次国土利用計画」が策定され、令和元年には「農業振興地域整備計画」の見直しがなされ計画的な土地利用の推進が図られるとともに、箟岳丘陵のほぼ全域が県の「自然環境保全地域」と「緑地環境保全地域」に指定され、優れた自然環境の保全が図られています。
- •環境に負荷を与えない施策として、全国各地で自然エネルギーを活用した再生可能エネルギーの導入が進められ、当町においても、大規模な太陽光発電設備の設置が行われています。設置には広大な土地が必要となり、山間部や農地への設置事例が増加しており、防災や地盤の安全性、景観保全、環境保全の面、地元住民に配慮した事業推進が求められています。
- •今後は、自然環境の保全と農林業の振興や新たな事業用地の開発整備との調和を図りながら、活力のある安全・安心・快適なまちづくりを推進し、限られた土地の有効利用を図ることが課題です。

〇市街地の整備

- 当町の市街地は、涌谷伊達家の城下町として石巻街道(国道108号)や佐沼街道(国道346号)が交わり、さらには、江合川舟運で発展した歴史と伝統を有しています。また、涌谷大橋から眺める涌谷城址は桜の季節のみならず、四季を通じて楽しめる風景です。近年の市街化動向では、住宅地は町の中心南側や駅裏に発達し、幹線道路沿道への大型店や企業などの立地など外延化が進み、一方、中心部の商業は空き店舗が目立つなど、空洞化が進んでいます。町においては、平成10年に「都市計画マスタープラン」、平成11年に「中心市街地活性化基本計画」を策定しました。
- ●今後は、中心市街地の再生に向けて、歴史的風土を活かした魅力のある店づくりと並行して、子どもや高齢者が暮らしやすい市街地づくりが課題です。

○集落環境等の整備

•農村部の集落では、農村総合整備モデル事業による計画的な整備が平成9年度に完了、 農業農村整備事業の導入により、農地や農業用道路や用排水路などの整備を進めてい ます。今後は、農業農村整備事業の導入後の影響や、集落内の道路や排水処理施設な どの身近な生活環境施設の整備改善が課題です。

- 1 自然や田園環境の保全とコンパクトで活気と魅力にあふれた、安全・安心・快適で 便利なまちづくりに向けて、全町的な土地利用と都市形成指針を確立し、計画的な 土地利用を展開します。また、秩序ある土地利用を促すため、土地利用規制や誘導 に努めるとともに、町有地の有効活用を進めます。
- 2 住民活動や交流、産業活動の拠点となる空き店舗を有効活用した魅力ある中心市街 地づくりを進めるとともに、景観や環境、防災、ユニバーサルデザインに配慮した 市街地の計画的な整備と促進を図ります。
- 3 うるおい豊かな生活をおくる場として、農村環境の魅力を引き出す環境整備と生活の快適性を高める環境整備を進めます。

施策名	主な施策	主な事業
1. 計画的な 土地利用	(1) 総合的な土地 利用 (2) 土地の有効利 用の推進	①国土利用計画の見直し ②農業振興地域などの土地利用の適正な活用と見直し ③土地情報システムなどの効果的な情報管理と活用の検討 ①自然環境を大きく壊す乱開発の防止 ②計画的な市街化の規制や誘導と防災など安全性の重視 ③水田などの環境景観の保全と遊休農地の有効活用 ④森林の保全と育林の推進
	(3) 町有地の利用	①町有地の有効活用
2. 市街地の 整備	(1) 魅力的な市街 地づくり (2) 周辺市街地の 計画的な整備	①空き地の有効活用の検討・支援 ②街なかの交流の場づくり・公衆無線LAN整備の検討 ③空き家バンクによる空き家の有効活用 ①3,000㎡未満の開発に対する開発指導要綱策定の検討 ②商業施設などの立地誘導 ③民間の新規宅地開発の促進
3. 集落環境 等の整備	(1) 快適で個性的 な集落の形成	①農村の個性的な振興のための整備事業の実施検討 ②道路等生活環境施設の整備と用排水路整備における多自 然型工法 ¹ の推進

¹ 多自然型工法:生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、また、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめ、良好な自然環境の保全あるいは復元を目指す、自然生態系に配慮した工法のこと。

4-3 景観保全と環境保全

現況と課題

○景観保全・形成

当町の景観資源としては、箟岳山と江合川などの河川と豊かに広がる田園風景があり、 市街地の一部には歴史的な景観も残され、城山公園と調和した河川の改修なども行わ れています。この美しい自然や田園景観保全を図りながら、地域景観と調和した公共 施設の整備に努め、町独自の街並み景観の形成を図ることが必要です。

〇環境美化

- 当町では、毎年春と秋の2回実施される町民総参加による町内環境美化のための一斉 清掃やすばらしい涌谷を創る協議会、企業、団体による清掃活動や"花いっぱい運動" が行われています。しかしながら道路や河川、森林等への空き缶等のポイ捨てやごみ の不法投棄が依然として見られます。また、道路や公園などの公共の場や他人の土地 などへのペットのフンの放置は、衛生上も好ましくないことから、飼い主のモラルと マナーの向上を図ることが必要です。
- 今後、広域的な連携を図りながら、環境美化に対する意識づくりの強化と活動の展開 に力を注ぐとともに、全町的な"花いっぱい運動"の展開による市街地における花壇 の設置などが課題です。

〇環境保全

- 当町には、現在目立った公害は見られませんが、今後も町民の健康や快適な生活環境 を維持するために、国や県などの関係機関と連携して対応していくことが必要です。 さらに、家庭排水の浄化など、地域環境への負荷の軽減を図るなど、循環型社会の構 築を図ることが求められます。
- •国では「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050 年カーボンニュートラル1、脱炭素社会を目指す」ことを宣言しました。近年、国内 外で様々な気象災害が発生していますが、原因となっている温室効果ガスは、国や自 治体、事業者だけの問題ではありません。将来の世代も安心して暮らせる脱炭素社会 の実現に向けて取り組む必要があります。

〇環境衛生

近年、鳥インフルエンザや重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、新型 コロナウイルス感染症など、次々と新興感染症といわれる被害が世界的な規模で発生 しています。また、院内感染や環境ホルモン、シックハウス症候群、アスベスト被害 など、新たな環境衛生の課題も出てきています。絶えず、最新の情報収集に努め、町 民の生命と健康を守るために、速やかに予防対策を講じることが求められます。

¹ カーボンニュートラル:二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林・森林管理な どによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

- 1 美しい魅力的な景観のまちづくりに向けて、自然や田園景観の保全に取り組みます。
- 2 美しい潤いのある地域環境を保つため、ごみのない清潔なまちづくりを進めるとともに、花に彩られた美しいまちづくりを進めます。
- 3 様々な公害発生の未然防止に向け、自然環境の保全に向けた対策と、地球温暖化対 策の推進のため、温室効果ガスの排出の抑制に努めます。
- 4 新たに発生する様々な新興感染症や環境ホルモンなどの新しい環境被害に対し、最新情報の収集と提供に努めるとともに、未然防止に向けた取組の強化と、発生後の速やかな対応を行い、被害拡大の予防を図ります。

施策名	主な施策	主な事業
1. 景観保全• 形成	(1) 景観の保全・ 形成	①地域交流を促進するために町独自の自然・田園景観の 保全と美しい景観づくりの推進 ②箟岳山の斜面緑地や河川の自然景観の保全と創造 ③荒廃した遊休農地の有効活用や美しい農村集落の整備促 進
2. 環境美化	(1) 美化、清掃活 動の推進	①町民総参加による町内一斉清掃の継続実施 ②クリーン奉仕活動支援事業による清掃ボランティア活動の支援 ③「広報わくや」などを活用したポイ捨て防止の意識の啓蒙 ④不法投棄抑止のための監視カメラの設置及びパトロールの実施 ⑤犬や猫のフン害の防止と適正な飼育の推進の啓発
	(2) 環境美化対策 の推進	①自主的団体による公共施設への"花いっぱい運動"の 支援 ②事業所や家庭などの花木植栽の促進
3. 環境保全	(1) 地域環境保全 (2) 地球温暖化対 策の推進	①大気、騒音・振動、水質等の環境関係法令遵守の啓蒙 ②学校や社会教育における身近な自然や日常生活を題材にした環境学習の推進 ③環境負荷軽減や資源保護に向けた生活改善のPRと啓発の推進 ④野焼きの防止などダイオキシンの発生抑制の啓発 ①温室効果ガス排出抑制の啓発 ②地域新エネルギーの利用促進及びみやぎ環境交付金事業の推進

施策名	主な施策	主な事業
4. 環境衛生		①県との連携などによる最新の情報収集と広報での周知②関係機関との連携による速やかな予防対策の推進と相談体制の整備③被害発生後の速やかな隔離と被害拡大予防の推進④速やかな予防接種(特定接種・住民接種)体制の整備⑤被害発生後の生活支援と円滑な埋火葬のための体制整備
	(2) 新たな衛生 課題への対 応	①院内感染や環境ホルモン、シックハウス症候群、アスベスト被害など、新たな問題に対する最新の情報収集と広報 ②関係機関との連携による速やかな予防対策の推進と相談体制の整備 ③被害発生後の速やかな支援と被害拡大予防の推進

_

¹ 新興感染症:最近新しく認知され、局知的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症で、 SARS (重症急性呼吸器症候群)、鳥インフルエンザ、エボラ出血、COVID-19(新型コロナウイルス感染症)などの疾患が含まれる。

4-4 住宅・宅地の整備

現況と課題

- 当町の世帯数は、平成30年は6,073世帯、令和元年は6,028世帯、令和2年では6,005世帯で減少傾向にあります。また、世帯人員数についても平成30年は2.68人、令和元年度は2.64人、令和2年度は2.59人と減少傾向にあり、核家族化が進行しています。
- 当町の住宅(平成20年住宅・土地統計調査)は5,650戸で、持家4,920戸、民間借家520戸、公営住宅292戸です。着工新設住宅戸数(平成26年度建築統計年報)は56戸であり、東日本大震災の影響もあり増加しています。住宅地については、平成6年度には中島地内に25区画、平成9年度には新下町浦地内に19区画を造成分譲しました。
- •近年、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、平成27年5月26日より、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が完全施行されております。今後は、法に基づき立入調査、指導、勧告、命令等ができるようになり、従わない場合は、行政代執行の手続きをとるようになりますので、早急な空き家等の実態把握や対応、計画の見直しが必要になってきます。
- •町営住宅は既存の244戸に加え、災害公営住宅が48戸整備(平成27年3月末)され、総数は292戸となっております。このほか、県営住宅は、町内3か所(中島、田町裏、下町)に48戸あります。町営住宅のうち、昭和44年以降に建設された淡島住宅(109戸)、一本柳住宅(63戸)については、耐用年数を超えており、民間資金を活用した定住支援について検討が必要となっております。
- •住宅や宅地の整備は、若者の定住やU・J・Iターンの促進、企業誘致のためにも重要であり、自然や田園環境と調和のとれた民間の住宅と宅地の供給を促進するとともに、高齢者や障害者など誰もが住みやすいユニバーサルデザイン化や環境にやさしい、安全な住宅づくりなどが求められます。

- 1 若者などが住みたくなる町を目指して、定住ニーズを把握しながら、民間宅地開発の適正な誘導に努めます。
- 2 災害に強く、涌谷町に適した住宅の普及を図るとともに、若者の定住に向けた住宅 供給を促進します。
- 3 民間賃貸住宅と町営住宅の役割分担を見直すとともに、高齢者や障害者などの居住ニーズの把握に努めながら、公営住宅の維持修繕に努めます。

主な施策	主な事業
(1)	①民間賃貸住宅や町営住宅の役割分担の検討
民間宅地開発	②各種規制緩和による民間宅地開発の誘導と情報提供
の誘導	③適正指導や立地誘導の促進
	④若い世帯の住宅取得に向けた宅地支援
(1)	①移住者等に対する住宅取得の支援
住宅支援	②民間資金を活用した定住支援
(2)	①空き家等対策計画の見直し
空き家対策	②中古住宅の取得・改築・解体への補助の検討
	③空き家バンクの活用
(1)	①高齢者や障害者に配慮した住宅ニーズ把握と計画検討
公営住宅の 住環境の改 	②住みやすさに向けた町営住宅の維持・管理
	(1) 民間宅地開発 の誘導 (1) 住宅支援 (2) 空き家対策 (1) 公営住宅の

4-5 公園・緑地の確保

現況と課題

〇公園

●当町には、都市公園として城山公園、涌谷中央公園、浅貞山公園があり、また河川公園 (江合川右岸、左岸)、涌谷スタジアムを中心としたスポーツ公園が整備されています。今後、子ども、障害者、高齢者など誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを取り入れた公園や、市街地の防災施設にもなり得るポケットパーク¹などの整備が求められます。

〇緑化

● 当町は緑豊かな町ですが、中心市街地内の緑は必ずしも多いとは言えず、道路や公共 建物の緑化に努めるとともに、公益施設や工場、各家庭の緑化を促進し、憩いと潤い のあるまちづくりを進めることが求められます。

〇墓地 · 斎場

・墓地については、集落共葬墓地や各寺院の境内墓地と町営吉住共葬墓地(165区画)がありますが、将来的な墓地需要を勘案しながら、町営墓地の適切な維持・管理を検討する必要があります。斎場は、大崎地域広域行政事務組合の施設として管理運営されています。今後、施設等の長寿命化工事が実施されます。

- 1 安全で人間性豊かな暮らしを育む基本施設として、既存公園の効率的な維持管理を 進めます。
- 2 四季を通じて緑豊かな潤いのあるまちづくりを進めます。
- 3 寺院と協議しながら、墓地整備と維持管理に努め、安息地としてのより良い環境を 目指します。

¹ ポケットパーク: 道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、ベンチを置くなどして造った 小さな公園のこと。

施策名	主な施策	主な事業	
1.	(1)	①既存公園などの施設設備の適正管理	
公園	公園の維持管 理と有効活用	②利用者参画による公園の魅力化と有効活用	
	(2) 公園の確保	①防災強化と潤いを兼ねた公園の確保	
		②安全に遊べる公園的広場、遊び場の維持	
2.	(1)	①桜回廊づくりなど緑のネットワーク整備と公共、民	
緑化	緑のまちづく	間施設での花木植栽の促進	
	りの推進	②町民緑化運動の推進	
3.	(1)	①寺院との連携による墓地の維持管理と周辺環境の整	
墓地・斎場	墓地等の環境	備	
	整備	②大崎地域広域行政事務組合による斎場の長寿命化工 事の実施・維持管理	

4-6 供給処理機能の充実

現況と課題

〇上水道

- 当町には、町で運営する上水道と組合で運営する4つの簡易水道があり、令和2年度 末現在、上水道普及率は97.4%となっています。町水道の給水人口は14,930人、1日 最大給水量5,070㎡(1人当たり1940/日)規模です。上水道事業は昭和27年に創設後、 昭和31年から給水を開始し、漆沢ダムを水源とする宮城県大崎広域水道の受水と自己 水源(地下水)の確保により安定供給体制を確立しました。
- 水道施設については、平成30年度に策定した水道管路更新計画に基づき、老朽化した 配水管を年次計画により更新中です。今後も計画的な管路更新とともに、配水池等の 重要施設においても適切な維持管理に努めます。
- ●長期人口減少社会の到来で水需要が減少することによる水道事業経営への影響を踏まえ、安定した水道サービスの持続を図っていくために、これまで以上の健全経営に向けた取組が求められています。
- ●町内に点在する簡易水道組合においては、将来的な水量不足や維持管理が不安視されていることから、町の水道事業として、組合と連携を図りながら、町内全域での継続的な水資源確保に向けて、検討していきます。

〇下水道

- 当町では、公共用水域の保全と住みよい生活環境の整備のため、事業開始当初、市街地と周辺区域445haを対象とした公共下水道事業(汚水)により、平成4年度から事業を進め、平成10年度に供用開始をしました。現在、平成30年度に策定した事業計画に基づき、事業を実施しています。今後は、事業計画に定めた区域内での水洗化を促進し事業を推進します。(水洗化率:令和2年度実績69.4% 令和7年度計画73.3%)
- その他の地域については、平成9年度から箟岳中央地区、平成11年度から上郡地区、 平成14年度から花勝山地区、平成16年度から生栄巻地区において農業集落排水事業を 実施しています。令和2年度には花勝山地区を公共下水道に編入しました。これらの 区域以外では、合併処理浄化槽の設置による水洗化を促進しています。
- 汚水処理施設の長寿命化を目指し、公共下水道事業(汚水)は、平成28年度に策定したストックマネジメント計画に、農業集落排水事業については、平成30年度に策定した最適整備構想に基づき、更新費用の平準化を図るとともに、維持管理費の縮減のため省エネ機器の導入や管理業務の見直し等を検討するなど、長期的視野に立ち、事業を推進していきます。
- 公共下水道事業(雨水)については、市街地で大雨による浸水、冠水などの被害が懸念されていることから、浸水被害軽減対策として雨水施設の整備事業を推進していきます。
- •下水道事業は、平成30年4月1日から地方公営企業法を一部適用した、公営企業会計方式に移行しており、引き続き、経営の健全化を図りつつ事業の執行に当たっていきます。

○ごみ処理

- 当町のごみ収集は、大崎地域広域行政事務組合が委託した民間業者により、可燃ごみ、 不燃ごみ、資源ごみと粗大ごみに分別し、可燃ごみは週2回、可燃性資源ごみは月2回、その他は月1回収集を実施しています。処理は、一般可燃物は大崎広域東部クリーンセンターで、粗大ごみは大崎広域リサイクルセンターで処理しています。
- ●今後は、ごみの減量化や資源化対策として、公衆衛生組合連合会が行う生ごみ処理機 購入に対する助成の継続、分別へのPRと分別収集の徹底を継続する必要があります。 また、ごみの不法投棄防止のための監視対策などを継続して推進する必要があります。 一方、世界的に問題となっている海洋プラスチックごみや食品ロスの削減についても、 周知を図る必要があります。なお、産業廃棄物の処理については、県との連携を図り ながら、適正な処理について事業者等への周知を図る必要があります。

〇し尿処理

• し尿処理は、民間業者が収集して、大崎広域東部衛生センターに搬入し、処理を行っていますが、公共下水道事業や農業集落排水事業などの推進により、し尿の収集量は年々減少しています。今後は、下水道、農業集落排水への接続や合併浄化槽の普及状況を見極めて、従来の収集体制による継続対応と汚泥処理機能の整備を図る必要があります。

■下水道整備(公共下水道)の概況と目標

年度 項目	令和2年度	計画目標
整備面積	276. 0ha	276.0 ha
処理区域人口	7,009人	5,900人
処理区域戸数	2,865戸	2,000戸
認可区域面積	276. 0ha	276.0 ha
水 洗 化 率	69.4%	73.3%

計画の内容

1 全町にわたる安全で安定した水の供給に向けて、水道管路更新計画による施設の充実を図るとともに、事業運営の健全化、災害対策などを進めます。

- 2 水資源環境の保全と生活快適性を高めるため、公共下水道の整備普及とともに、農業集落排水事業と合併処理浄化槽設置の普及促進を図ります。
- 3 衛生的な生活と環境負荷の低い資源循環型社会や持続可能な社会の実現を目指し、 ごみの3 R¹の取組を推進します。また、産業廃棄物については、適正処理の啓発に 努めます。
- 4 し尿収集処理に関しては、現収集処理体制の確保を図るとともに、水洗化の促進を 基本に、処理体制の整備に努めます。

¹ 3 R:Reduce(リデュース:減らす)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再資源化) の総称。

施策名	主な施策	主な事業
1. 上水道	(1) 上水道事業の	①適正料金による健全財政と安定供給の継続 ②未給水地域の解消策の検討
	健全運営促進 	③水道事業の広域化・共同化の検討 ④簡易水道組合の継続的な運営に向けての連携
	(2) 施設の維持更 新	①長期水道ビジョンを策定し、それに基づく計画的な施設の維持・更新・災害対策 ②老朽配水管の計画的な更新と配水管網の整備 ③漏水防止対策による有収率の向上
2. 下水道	(1) 公共下水道の 整備	① 公共下水道事業 (汚水) の推進と水洗化の促進 ② 施設維持管理体制の確立 ③ 処理施設等の長寿命化 ④ 公共下水道事業 (雨水) の推進
	(2) 農業集落排水 対策等の推進	①農業集落排水事業の水洗化の促進 ②施設維持管理体制の確立 ③処理施設等の長寿命化
	(3) 合併処理浄化 槽の普及促進	①下水道処理区域外での合併処理浄化槽の普及促進
	(4) 下水道事業の 健全運営促進	①下水道事業の経営健全化に向けた広域化・共同化の 推進②施設維持管理等の効率化
3.	(1)	③将来的な人口推計に基づく、事業規模の検討 ①衛生組合等との連携による分別の徹底と減量化の推
ごみ処理	適正処理の推進	進 ②ポスターやカレンダー、冊子による分別の周知徹底 ③産業廃棄物の適正処理の啓発 ④3切り(食べ切り、使い切り、水切り)運動の推進
	(2) 3 Rの推進	①広報や学校教育、生涯学習での環境学習、イベントなどによる住民や事業者への啓発 ②町衛生組合連合会と連携した資源ごみの再利用の促進 ③食品ロスの削減
4. し尿の収集	(1) 収集体制の 充実	①大崎地域広域行政事務組合によるし尿の通年収集体 制の確保

4-7 交通・通信・エネルギー

現況と課題

○道路網の整備

- 当町の道路網は、国道2路線、県道5路線、都市計画道路9路線、町道445路線で形成されています。国道は108号(石巻市〜由利本荘市)と346号(仙台市〜気仙沼市)の2路線が交差し、郊外に両国道のバイパスが整備されました。
- •今後は、国道・県道などの未改良箇所や自歩道整備要望を進めるとともに、石巻・新 庄地域高規格道路の建設促進活動の強化を図る必要があります。さらに、町道の計画 的な改良を進めるとともに、土地基盤整備に合わせた道路整備が課題です。

〇公共交通機関

- •町内には、JR石巻線(小牛田〜女川)とJR気仙沼線(前谷地〜気仙沼)の2路線が運行され、涌谷駅など3駅が設置されています。しかし、モータリゼーションの進展や人口の減少、列車の運行本数や接続などにより乗降客は減少傾向にありますが、石巻市及び大崎市へ通勤・通学する利用者の方々の利便性と速達性の向上を図るため、列車の増便をJRに要望していくことが必要です。
- •バスについては、現在町民バスとして6路線32便が運行しており、住民ニーズに合わせた運行経路の変更やダイヤ改正等を行い、高校生の通学を含めた利用者の利便性を図っています。今後も、オンデマンド方式¹導入検討も含め、住民のニーズに合ったバス運行の維持を確保することが必要です。

〇情報通信

- 高速通信網の整備や地上デジタルテレビ放送への移行など、町民の生活に密着した情報化が急速に進んでいます。また、庁舎内においては、PCの1人1台体制がほぼ整備され、事務の効率化も同時に進んでいます。今後は、行政情報の公開、災害時の通信体制の整備やインターネットを介しての各種申請の受付など、行政サービスの向上、行政情報化の充実を、事務の効率化とともに図ります。
- •地域情報化としてはブロードバンドサービス提供の継続など、生活に即した対応が求められます。庁舎内では更なる事務の効率化を目指し、既存のシステムを整理するとともに、新システム導入が必要となります。

〇地域新エネルギー

- 東日本大震災以降、原子力発電所が停止し、火力発電所の稼働率が上昇したことなどによる二酸化炭素の排出量の増加を受け、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入などエネルギー問題への関心が高まってきています。国・県では、このようなエネルギーを取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、新たなエネルギー政策の方向性を示す「エネルギー基本計画」が策定されるなど、限りあるエネルギー資源の有効活用や温室効果ガス排出の削減に向けた取組を推進しています。
- 当町においては、庁内のエネルギー使用の抑制などを進めてきましたが、改正省エネルギー法の施行による特定事業者となり、更なる省エネルギーの推進が求められています。これまで、公共施設に再生可能エネルギーとして太陽光発電設備等の設置やL

¹ オンデマンド方式:利用者の要求があった時にサービスを提供する方式のこと。

ED照明などの省エネルギー設備の導入などに取り組んでいますが、引続き事業を行うとともに、社会情勢の推移を踏まえた新たな施策を取り入れるなど、継続した取組が必要となります。

- 1 自動車交通の効率化と安全性や快適性の向上に向けて、生活圏の拡大につながる地域間幹線道路の整備を促進するとともに、身近な生活関連道路の重点的な整備を進めます。
- 2 子どもや高齢者、観光客などの環境にやさしい交通手段として、鉄道やバス路線の 維持や確保と利便性の向上を要請するとともに、利用拡大対策や交通体系の再編等 により、コミュニティ交通の確保を図ります。
- 3 「いつでも、どこでも、誰でも」電子情報を活用できるよう、ブロードバンドサービスの提供、町民のニーズに合った情報の提供などを行い、地域情報化、行政情報化を推進します。
- 4 地球環境問題への関心を高め、太陽光・風力・バイオマス・水力などの地域新エネルギーの調査研究を推進するとともに、公用車について低公害車や電気自動車等の 導入を検討します。また、省エネルギーの推進を図ります。

施策名	主な施策	主な事業
1. (1) 道路網の 主要幹線道路 整備 の整備促進	①「石巻・新庄間高規格道路建設促進同盟会」による建設 促進に向けた要望 ②国道108号・346号の改良整備と安全確保の促進要望 ③県道河南築館線の道路改良の促進要望 ④県道涌谷田尻線の道路改良の促進要望	
	(2) 生活道路など の整備	①幹線道路の新設、改良、拡幅、舗装と歩道や側溝整備などの維持補修工事の実施②生活関連道路の整備と維持補修工事の実施③道路・橋梁等の老朽化・長寿命化対策④土地基盤整備に併せた農道整備の促進
	(3) 道路環境の 向上	①歩道の整備や段差の解消などのバリアフリー化及び区画線、路面標示等の補修の実施などによる通学児童や生徒、 高齢者などの通行の安全性の確保
2. 公共交通機 関	(1) 鉄道の利便 性の確保	①古川・女川間鉄道整備促進期成同盟会を通した、利用者 の利便性の確保

施策名	主な施策	主な事業
	(2) バスの利便性 の確保	①町民バスの運行確保と利便性の向上 ②デマンド交通 ¹ の導入など利便性の高い公共交通機関の検 討
3. 情報通信	(1) 情報・通信基 盤の整備	①ブロードバンドサービス提供事業の継続 ②公共施設における公衆無線LAN整備の推進 ③電子申請の推進
	(2) 行政情報化・ 地域情報化の 推進	①各課によるホームページの常時更新②視覚障害者や聴覚障害者などの利用に配慮したホームページのユニバーサルデザイン化の継続③学校教育や社会教育での情報教育の充実による情報活用能力の向上
4. 地域新エネ ルギー	(1) 地域新エネル ギーの利用促 進	①太陽光発電や風車、バイオマスエネルギー、小規模水力 発電などの調査・研究 ②学校施設等への再生可能エネルギーの導入検討
	(2) 省エネルギー の推進	①地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス総排出量の 削減への取組の推進 ②公共施設の省エネ機器の利用、照明や冷暖房温度の適正 管理、高断熱仕様化など省エネルギーの取組の推進 ③住民や事業者の省エネルギーの取組の促進 ④公用車について低公害車や電気自動車等の導入の検討

-

¹ デマンド交通:電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う、予約型の運行形態の輸送サービスのこと。

4-8 防災安全性の向上

現況と課題

〇消防

- •1市4町による大崎地域広域行政事務組合の広域消防本部が大崎市にあり、また当町には平成22年7月1日涌谷消防署・小牛田分署・南郷派出所が統合し「遠田消防署」が設置され、消防活動と救急業務体制を確立しています。町の非常備消防(消防団)は本部分団と各地域に6分団18班で構成されており、団員数は令和3年4月1日現在で263名(条例定数280名)、消防ポンプ自動車1台、救助資機材搭載型車両1台、小型動力消防ポンプ付積載車16台を装備し、火災や災害などの非常時に備えています。
- •今後、多様化する消防需要に備え、施設・装備・通報システムの一層の充実など消防体制の強化を図るとともに、火災予防を推進することが必要です。また、日中に出動できない団員が増加しつつあることから、人員と役割に応じた消防団の体制づくりに取り組むことが必要です。
- 救急車は令和2年中には年間737回出動し、高齢化の進行などにより出動回数は年々増加しており、救急救命士の充実と救急隊員が到着するまでの応急救護活動を、家族や地域の誰もが行えるように、救命技術修得の普及を目指し、広域消防と連携した普通救命講習を開催しています。

〇防災

• 平成23年3月11日に発生し、当町にも甚大な被害をもたらした東日本大震災や、全国各地で発生している大規模災害の教訓を反映した水防法、土砂災害防止法などの改正に伴い、当町でも防災体制の整備強化に努めております。特に、東日本大震災以降、同報系・移動系防災行政無線の整備・運用を開始しており、住民に対して災害情報を迅速に伝達する体制を整備しました。

また、涌谷町河川防災センターを整備し、各種資機材の配備を行い、水害発生時に防災拠点として運用する体制を整備しました。

- •前述した東日本大震災の経験を踏まえて、住民による自助・共助の重要性が高まってきたことから、平成25年度には当町全行政区で自主防災組織の設立が完了し、その代表者で構成される涌谷町自主防災組織連絡協議会を設置しました。
- 現在、各自主防災組織において、地域の特性により発生が予見される災害に対応した 訓練を住民自身が企画立案し、関係機関と連携して訓練を実施しております。 また、涌谷町自主防災組織連絡協議会においては、町との共催事業として、毎年総合 防災訓練を実施しているところです。今後は、住民が防災に対してより理解を深め、 住民自身が活動しやすい環境を整備する必要があります。
- 東日本大震災をきっかけに発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、平成24年10月に原子力災害対策指針が制定され、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域が原子力発電所から概ね30km圏に拡大されるとともに、国の防災基本計画(原子力災害対策編)において、当該地域を含む地方公共団体は広域避難計画を策定しております。
- 涌谷町地域防災計画[原子力災害対策編]において、緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ: Urgent Protective action planning Zone) として、短台行政区及び大谷地

- 1 火災のない町を目指し、消防施設装備の近代化を進めるとともに、日常的な消防体制や救急体制の強化充実を図ります。また、地域や関係機関との連携を強め、住民の防火意識の高揚を図ります。
- 2 災害に強いまちづくりを目指し、災害軽減に向けた予防対策の強化や地域住民が相 互に助け合う自主防災体制の強化など、災害発生時の迅速で的確な体制強化を促進 します。また、必要に応じて地域防災計画を見直し、総合的な危機管理体制の構築 を推進します。
- 3 地域防災力の向上を目的とした住民に対する防災意識の普及啓発を図っていくとと もに、地域における指導的役割を担う人材を育成していくため、関係機関と連携し た取組を推進します。
- 4 地域防災計画に基づき、原子力災害対策を推進し、避難計画の実効性の向上と住民参加の避難訓練などによる防災訓練の実施を進めます。

施策名	主な施策	主な事業
1. 消防	(1) 消防施設装備 の充実 (2)	①各種消防施設の整備及び装備の充実 ②緊急通報システム (エリアメール等) の有効活用 ③地域や関係機関との連携による通報体制の強化 ①消防団組織強化のための教育や訓練の充実
	消防団の活性 化対策	②効率的な消防団組織体制の確立 ③消防団員の待遇改善
	(3) 救急・救命 体制の強化	①救急・救助資機材の整備充実 ②講習会などによる救命技術の普及と自動体外式除細動器(AED)などの配置の促進
	(4) 火災予防の 推進	①広報等による防火意識の高揚と予防指導の強化 ②防火査察の徹底など防火対策の推進
2. 防災	(1) 地域防災体制 の強化	①医療機関との連携や避難所等の設備整備 ②ハザードマップ ¹ を活用した防災意識の高揚 ③地域の自主防災組織の育成・自立と事業所などとの応 援協定の締結
		④町民総参加の防災訓練などによる初動体制の強化⑤避難行動要支援者などの被害把握体制の強化⑥必要に応じた地域防災計画の見直し

¹ ハザードマップ:自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

施策名	主な施策	主な事業	
		⑦関係機関と連携した地域防災力の向上	
		⑧防災資機材・備蓄食料等の計画的な配備	
	(2)	①有事の際の消防団などへの迅速な連絡体制の徹底と町	
	災害即応体制	域外との協力の確保	
	の強化	②防災行政無線不感地帯への対策実施	
		③河川防災センターの有効活用	
		④民間からの借上げや協力協定による非常時の防災資機	
		材の充実と生活必需品備蓄の促進	
		⑤災害等非常時における広域的な連携強化	
		⑥交流都市などとの防災協定の検討	
	(3)	①国民保護計画に基づく国民保護協議会等の体制整備	
	国民保護計画	②有事の際の災害対策本部と連携した伝達、避難、救	
	の推進	援、応急措置等の体制整備	
	(4)	①地域防災計画に基づく、避難計画の実効性の向上	
	原子力災害対	②大谷地区・短台区を中心とした町民参加の避難訓練等	
	策の推進	による防災訓練の実施	
		③国、県及び関係市町と連携した全町規模での避難計画	
		の更新	

4-9 生活安全性の確保

現況と課題

〇交通安全

• 当町には国道2路線、県道5路線が町内を通過しております。その国道沿いに大型ショッピングセンターが2店舗位置しており、自動車の交通量が多いことから、交通事故の増加も懸念されます。このため、関係機関と連携し、周辺の道路改良と併せて交通安全施設の整備や歩道の設置を進めるとともに、交通安全運動等町民の意識高揚に努めています。今後も、子どもや高齢者の交通事故防止の取組や交通安全施設の整備を進めるとともに、交通弱者にやさしい交通環境を整えていく必要があります。

〇防犯

- 当町では、遠田警察署や防犯協会、その他関係機関等と連携を図りながら防犯灯の設置、犯罪防止広報等の防犯対策に努めているところですが、年間約70件の犯罪が発生し、その8割が窃盗となっております。
- 高齢者を狙った特殊詐欺の予兆電話などが多発し、実際に被害が当町でも発生するなど、手口が巧妙化する特殊詐欺に対して、地域、警察との連携した広報活動などの取組が求められています。
- 平成25年に涌谷町安全安心まちづくり条例が施行され、従来にも増して住民、行政が 連携を図りながら安全で安心な地域づくりを進めていくことが求められています。

〇消費者の保護

- •近年、インターネットや携帯電話などを駆使した巧妙な商品取引などの架空・不正請求、高齢者などを狙った悪質リフォームや訪問販売などが社会問題となっている一方、特定商取引法の改正、消費者契約法の制定、貸金業法改正など、消費者保護の法体制も整備されてきました。当町では、平成22年度より、消費生活相談員を配置し、情報の提供や相談などにより消費者の保護と意識啓発を図ってきました。
- ●巧妙化する悪質商法などの被害に遭わないようにするため、県と連携し、複雑高度化する販売方法などを見極められる消費者の育成と被害者の相談支援体制の整備が求められます。

- 1 交通事故ゼロのまちを目指し、道路の改良や歩道設置、交通安全施設の整備とともに、 事故に遭わないための意識の高揚と運転者の交通マナーの指導の強化を図ります。
- 2 犯罪のない安全で安心なまちづくりを目指し、家庭・地域・行政・警察などの連携 を強化し、防犯意識の高揚を図り、犯罪を未然に防ぎ、犯罪から町民を守るための 対策を講じます。
- 3 交通安全・防災・防犯が一体となった事業を展開し、地域における日常生活の安心・ 安全に対する意識の高揚を図ります。
- 4 消費者が安心して消費生活を送れるよう、今後も消費生活相談員を配置し、相談体制を確保します。また県や弁護士会と連携して情報提供や相談、苦情処理体制の充実を図ります。

施策名	主な施策	主な事業
1. 交通安全	(1) 交通安全運動 の推進	①幼児や児童、高齢者などに対する、「自らの安全は自ら守る」交通安全指導の徹底と反射材などの普及②運転者、歩行者に対する交通安全の啓発の徹底③警察や関係団体との連携強化による運動の推進④主要交差点などでの児童・生徒の通学時の安全確保⑤高齢運転者の交通事故抑止対策として高齢者認定教育事業の実施
	(2) 道路改良と交 通安全施設の 整備	①道路通行注意箇所把握と年次計画による道路改良、交通安全施設の整備 ②交通安全施設の維持管理と年次計画による整備の実施 ③通学路における安全確認の実施
2. 防犯	(1) 防犯意識の 高揚	①巧妙化する手口や被害などの情報の共有と連絡・広報体制の強化 ②学校・家庭・地域・職場での「自らの安全は自ら守る」防犯教育の推進と被害防止の知識や技術の習得促進 3 覚せい剤などの薬物に関する知識の普及と薬物乱用防止のPRの充実
	(2) 防犯体制の 強化	①外郭団体・警察・学校・町の連携の強化と効果的な防犯活動の促進 ②子どもや女性の安全を守る地域活動の強化促進 ③青少年の非行防止活動の促進 ④防犯灯の適正な維持管理
3. 消費者の保 護	(1) 消費者の意識 高揚 (2) 消費者の支援	①消費者被害を未然に防止するため、広報やホームページなどによる情報提供の促進 ①消費生活相談員による相談体制の強化 ②県消費生活センターとの連携による苦情処理体制の強化
		③大崎定住自立圏法律相談事業の活用

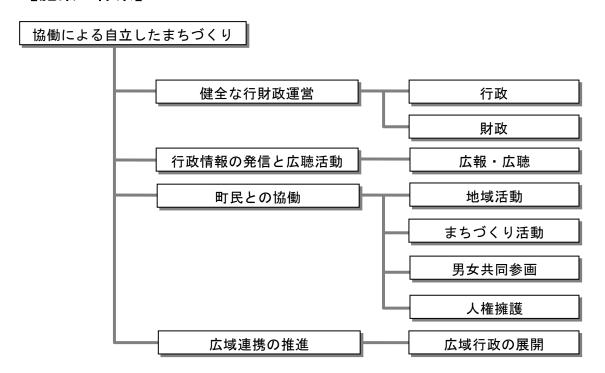
第5章 協働による自立したまちづくり

【計画推進の基本方針】

- 1. 事業の選択と集中による効果的で効率的な行財政運営を推進します
- 2. 多様な媒体による行政情報の発信と町政懇談会などによる広聴活動を推進します
- 3. 行政と住民の協働によるまちづくりを推進します
- 4. 「大崎定住自立圏構想」による広域連携の推進を図ります



【施策の体系】



5-1 健全な行財政運営

現況と課題

〇行政

- •本格的な地方分権時代の到来、少子高齢化、人口減少社会、高度情報化、東日本大震 災を契機とした防災・減災意識の高まり、価値観の多様化等に伴い、地域の総合的な 行政主体である地方自治体は様々な分野において構造的な変化に直面しており、こう した課題に迅速かつ的確に対応し、自主的で自立的な地域社会づくりの役割を担うこ とが求められています。
- •行政運営に当たっては、今後ますます地方分権が進み、町の行政業務が増大すると想定され、限られた人材・財政の下で、事業の選択と集中による効果的で効率的な行政 運営が求められています。職員も複雑・多様化する行政課題に対応できるよう、問題 解決能力の向上が求められます。
- ●国においては、各地域がそれぞれの特徴を利用した自律的で持続的な社会の創生を目指す「地方創生」の取組が推進されており、地方の独自性を最大限に活用した戦略的なまちづくりを推進するためにも、住民との協働の重要性がより高まっております。

〇財政

- 当町は、平成17年、18年をピークとする平成の大合併の際には単独立町を選択し、自然と歴史を活用したまちづくり、健康と福祉の充実したまちづくり等を進めてきました。しかしながら、近年の財政状況については、人口減少等による町税等の自主財源の伸び悩みや扶助費等の社会保障費の大幅な増加、公営企業等への繰出金の増加などにより、収支不足を財政調整基金で補う非常に厳しい状況が続き、このままでは「財政再生団体」に指定されるおそれがあったことから、平成31年1月に財政非常事態宣言を発令するとともに令和元年9月に「財政再建計画」を策定し、財政の立て直しを目指します。また、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和4年4月1日から過疎地域に指定される予定です。今後は過疎地域持続的発展計画を策定し、様々な財政の優遇措置を活用しながら地域の持続的発展を目指します。
- •今後、『活力ある町』へ復活するため、経常経費の節減・合理化を徹底することや既存事業の思い切った見直しを行いながら、財政基盤を強化させるとともに、メリハリのある事業を展開するなど、戦略的な取組が求められます。

- 1 自主・自立のまちづくりに向けて、総合計画の要となるまちづくりシンボルプロジェクトに住民と協働で取り組むとともに、住民のニーズに応える簡素で機動的な組織体制の確立と職員の育成、行政評価による事務事業の徹底的な改善と改革、情報化の推進など、効果的で効率的な行政運営を行います。
- 2 透明性の高い行政運営を実現していくため、わかりやすい情報の提供を行うとともに、広く町民ニーズの把握に努め、町民と行政の協働によるまちづくりを図ります。
- 3 健全な財政運営に向けて、財政再建計画を達成します。
- 4 過疎地域の持続的な発展を目指します。

施策名	主な施策	主な事業
1. 行政	(1) 総合計画実現 に向けた戦略 的なまちづく り	①人づくりから始めるまちづくりを総合的に推進 ②庁議や課長会議などの活性化と戦略的地域経営能力と総合調整機能の強化 ③事業の選択と集中による効果的で効率的な行政運営の推進 の人機動的組織としてのプロジェクトチームの設置によるまちづくりシンボルプロジェクトの推進体制の整備 ⑤地域福祉、地域教育、地域防災などを目的とした地域の組織と連携した地域コミュニティの活性化の促進 ⑥住民との協働(パートナーシップ)のまちづくりの推進体制の整備 ⑦情報メディアの活用による行政情報の住民への提供の徹底
	(2) 行政改革の 推進	①行政改革推進計画の進行管理の徹底と行政改革の推進 ②社会経済情勢の変化に柔軟に即応する簡素で効率的な組織体制の構築 ③行政評価の導入による事業見直しにより、行財政の効率的運営を推進 ④体系的な事務事業のマニュアル化の早期実施による事務効率化と事務平準化の推進 ⑤顧客(町民)に対する質の高い窓口サービスの提供 ⑥行政内部での情報共有化を促進し、事務処理・業務等の効率的運営を推進 ⑦ホームページ等情報通信メディアを活用した行政情報サービスの充実と住民との情報共有化の推進 ⑧社会情勢の変化に即応し、条例規則等の適正かつ迅速な見直し ⑩地震対策や国民保護法等に対応した危機管理機能の充実 ⑪公共施設の統廃合の検討と指定管理者等の制度活用による効果的で効率的な管理運営の推進 ⑫住民参加型の住民サービスや民間事業者のサービスなど、役割分担の見直しによる行政の効率化 ⑬自治会やボランティア、NPO、民間事業者等への業務委託などの推進 ⑭情報漏えいやコンピューターウイルスへの感染防止等の情報セキュリティ対策の強化

施策名	主な施策	主な事業	
2.	(3) 人材育成及び 職員の能力の 活用	①人材育成基本計画に基づく計画的な人材育成の推進 ②適正な人事評価の活用に基づく、能力・実績を重視した 人事管理を推進 ③職員の政策立案能力、問題解決能力、調整能力、専門知 識及び技術を高める研修の実施 ④事業への住民参画推進、住民活動との連携強化 ⑤柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備	
財政	財政基盤の確立	①地域産業の振興や企業誘致の推進 ②納税意識の高揚と、口座振替の促進、滞納者への収納体制の強化などによる収納率の向上 ③公有財産台帳による町有財産の適正な管理と活用 ④公共施設の適正管理 ⑤涌谷町財政再建計画の推進 ⑥涌谷町過疎地域持続的発展計画の策定	
(2) 財政運営の 健全化		①町民にわかりやすい財政情報の提供 ②新公会計制度による財務諸表の作成 ③補助金の見直しと国・県及び広域行政などに対する負担 金の縮減の推進	

5-2 行政情報の発信と広聴活動

現況と課題

- ●広報については、「広報わくや」を毎月1日に発行して、町の出来事、行事・行政情報を広く周知するとともに、身近な話題を提供しています。また、平成25年10月にはホームページをリニューアルし、各課で掲載する情報を更新できるシステムを導入するとともに、平成27年7月にはスマートフォンへの対応も完了しています。また、ホームページのほか、フェイスブック及びYouTube上に涌谷町の公式アカウントを開設し、多面的に町の情報発信を行っています。今後も、わかりやすく、読みやすい紙面づくりや、災害時の迅速なる情報発信対応等も踏まえ、ホームページやSNS等の新規メディアの活用による新鮮な情報提供を行う必要があります。また、定住人口・交流人口を増加させていくために、広報担当だけではなく各課職員一人一人が情報発信の重要性について意識し、広報媒体の利活用に取り組む必要があります。
- 広聴については、地区に出向いての「町政懇談会」などを開催し、地域の情報や意見、 要望を聞くとともに、行政の情報提供も行っています。

- 1 「広報わくや」については、読みやすく、わかりやすい紙面づくりを研究し、町民 に親しまれる広報を目指します。ホームページについては、迅速で多様な情報発信 の充実を図ります。
- 2 町政懇談会については、継続実施し、地区からの意見や要望を町政に反映します。

施策名	主な施策	主な事業
1. 広報・広 聴	(1) 広報活動の 充実	①読みやすい、町民に親しまれるような地域性を盛り込んだ広報紙づくりの推進 ②ホームページによるタイムリーな情報提供や申請書のダウンロードサービスの充実
	(2) 広聴活動の 充実	①意見箱やメールに加え、フェイスブックなどのインターネット媒体の活用などによる提案制度など町民参加を促進する広聴システムの推進 ②町政懇談会等による町民要望事項の検討、町政への反映

5-3 町民との協働

現況と課題

〇地域活動

- •地域社会は、町民生活の基礎となる単位ですが、少子高齢化や若者の地域離れが進む 一方、趣味やボランティアなどのグループ活動(テーマコミュニティ)が活発化して います。当町は39の行政区で構成されるとともに、町民相互の様々な自治活動の組織 として自治会があり、町では行政区と話し合い自治会の組織化に取り組んできており、 令和2年度末現在、29の行政区で自治会が組織されています。
- 今後、地域活動の充実として、地域福祉、自主防災活動、地域子育で支援や地域教育の充実などに向けて、自治会の組織化を促進するとともに、自治会の上部組織の設置や活動拠点となる地域集会所の整備や維持が求められます。また、活動の活性化に向けて、情報の収集や、様々な組織との交流が必要となります。

〇まちづくり活動

- •地域の様々な課題を解決するためには、町民が町政への理解を深め、住民自らがまちづくり活動を進める必要があります。町では、「広報わくや」やホームページで情報 提供を行うことで、町と住民の協働によるまちづくりに取り組んでいます。
- •魅力と活力にあふれた特色のあるまちづくりに向けて、行政情報の公開や提供を進め、 住民の町政への参画機会の充実を図るとともに、町と住民や事業者などがお互いの役割を尊重し、対等な立場で、協働するまちづくりが求められています。

〇男女共同参画

• 男性も女性も意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会を目指しています。そのためにも仕事、社会、地域生活など多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現することが必要です。

〇人権擁護

• 学校でのいじめや児童虐待、家庭内暴力、犯罪被害などの人権問題は、増加傾向にあります。人権擁護委員と連携をとりながら、広報活動などにおいて人権尊重の啓発や普及に努めています。また、毎月1回役場等を会場に相談所を開設し、人権保護に努めています。

- 1 活発に交流し、助け合うコミュニティづくりに向けて、各行政区に合った自治会の 在り方を模索し、子どもや若者など誰もが参加しやすい地域活動の促進に努めると ともに、集会所などコミュニティ施設の整備・維持を支援します。
- 2 個性豊かで魅力あふれたまちづくりに向けて、まちづくりグループの立ち上げやリーダーの育成に努め、住民と行政の協働によるまちづくり活動の活性化を図ります。
- 3 男女が性別にとらわれることなく個人として尊重され、その個性と能力を十分に理解し、共に育みあう豊かな人間関係に支えられた地域づくりを推進します。
- 4 一人一人の人権が尊重され、お互いに相手の立場で考えることのできる社会の実現

に向けて、学校教育や広報などにおいて人権擁護委員と連携した啓発、学習機会の 充実を図ります。

施策名	主な施策	主な事業
1. 地域活動	(1)コミュニティ活動の促進	①自治会の設立・活動支援及び上部団体となる町内自治会連合会の設立の検討 ②地域づくり団体の立ち上げと地域リーダー育成の支援 ③花いっぱい運動などの環境美化活動やリサイクル活動などの促進 ④生涯学習と連携した地域福祉活動や健康づくり活動の促進 ⑤行政と住民の協働によるまちづくりの推進・支援 ⑥地区施設や公園などの地域での自主管理の促進 ⑦NPO活動やコミュニティ事業¹への情報提供 ⑧まちづくり補助金の拡充
	(2) コミュニティ施 設の維持·更 新	①運動広場など地区コミュニティゾーンの計画的な整備 検討
2. まちづくり	(1) まちづくり推進体制の確立と活動支援	①町民と行政のパートナーシップによるまちづくり活動の推進支援 ②まちづくり活動団体の設立支援 ③まちづくりのための世代間交流や異業種交流の促進 ④まちづくりサポーターの登録制度などによるボランティア活動の拡大促進 ⑤総合特区制度や地域再生制度などを活用したまちづくりの推進 ⑥生薬を活かした健康まちづくりの推進 ⑦涌谷町と企業・プロスポーツ団体等による協働事業 ⑧町民アイデアの募集

_

¹ コミュニティ事業:地域住民が主体となって地域の課題や問題を解決する事業で、地域福祉に関わる 事業や農産物の直売所や特産品開発などの事業のこと。

施策名	主な施策	主な事業	
	(2)	①情報公開と行政情報提供の充実	
	情報公開と住	②「広報わくや」やホームページ、フェイスブック等の	
	民参画機会の	SNS 媒体の利活用と充実	
	充実	③各種委員会委員の公募による女性や若者などの参画の	
		推進	
		④計画や条例づくりなどに当たって素案へのパブリック	
		コメントの実施	
		⑤住民参画型のまちづくりの推進	
		⑥まちづくりサポーター事業などによる住民からの意見、	
		要望などの提案機会の充実	
		⑦twitter や YouTube 等のソーシャルメディアの活用に	
	, ,	よる情報発信の多チャンネル化	
3.	(1)	①「男女共同参画条例(仮称)」の制定の検討	
男女共同参画 	男女共同参画	②男女共同参画の推進体制の充実	
	意識の向上と	③男女平等意識の啓発	
	参画采件の登 備	④人権の尊重と相互理解の促進	
	ν π	⑤男女の固定的な役割分担意識の見直し	
		⑥延長保育などによる子育て環境の整備	
		⑦男女が共に働き続けられるような介護や福祉サービス	
		の充実	
		⑧育児休業制度や介護休業制度などの周知と活用	
		⑨農家における家族経営協定締結の促進	
		⑩男女間におけるドメスティック・バイオレンスの根絶	
4.	(1)	①児童・生徒を対象とした人権教育の実施	
人権擁護	人権教育・啓	②人権を尊重する啓発活動の実施	
	発の推進	③人権擁護委員の活動支援	

5-4 広域連携の推進

現況と課題

• 当町は、昭和46年設立の大崎地域広域行政事務組合に属し、消防、教育、ごみ、し 尿、斎場の各分野の事業について共同処理事業を推進しています。今後は、大崎市を 中心とした1市4町で構成する「大崎定住自立圏構想」による協定をもとに、広域連 携の更なる強化を図ります。

- 1 広域的な課題などへの対応や事務事業の効率的な運営を図るために、広域行政推進体制の強化を図ります。
- 2 「大崎定住自立圏構想」で構成する近隣市町村と連携を図り、各種連携事業や共同 事業への取組を推進します。

施策名	主な施策	主な事業	
1.	(1)	①「大崎定住圏自立圏構想」による協定をもとに、広域連	
広域行政の	広域市町村圏	携の推進	
展開	計画の推進	②共同事務や事業の効率化の促進	
	(2)	①交通網整備、観光、防災、企業誘致等での連携強化	
	広域連携の	②広域的な文化事業、イベント等の開催	
	強化		

第6章 まちづくりシンボルプロジェクト

(まち・ひと・しごと創生総合戦略)

1. 基本的な考え方

(1) 国の総合戦略との関係

国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方や政策 5 原 則等を踏まえ、本町における「人口減少と地域経済縮小の克服」、「まち・ひと・ しごとの創生と好循環の確立」を目指します。

国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方

- 人口減少と地域経済縮小の克服
 - ① 「東京一極集中」を是正する。

地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけ、「東京一極集中」を是正するため、「しごとの創生」と「ひとの創生」の好循環を実現するとともに、東京圏の活力の維持・向上を図りつつ、過密化・人口集中を軽減し、快適かつ安全・安心な環境を実現する。

② 若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。

人口減少を克服するために、若い世代が安心して就労し、希望通り結婚し、妊娠・出産・子育てができるような社会経済環境を実現する。

③ 地域の特性に即して地域課題を解決する。

人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応し、中山間地域をはじめ地域が直面する課題を解決し、地域の中において安全・安心で心豊かな生活が将来にわたって確保されるようにする。

● まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することで、新たな人の流れを生み出し、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境をつくり出す。

① しごとの創生

若い世代が地方で安心して働くことができるようにするために、「相応の賃金」、「安定した雇用形態」、「やりがいのあるしごと」といった「雇用の質」の確保・向上を重視した取組が必要となる。

② ひとの創生

地方への新しい人の流れをつくるため、若者の地方での就労を促すとともに、 地域内外の有用な人材を積極的に確保・育成し、地方への移住・定着を促進する ための仕組みを整備する。

安心して子どもを産み育てられるよう、切れ目のない支援を実現する。

③ まちの創生

地方で安心して暮らせるような、「まち」の集約・活性化が必要となることから、中山間地域、地方都市、大都市圏等のそれぞれの地域の特性に即した地域課題の解決と、活性化に取り組む。

「まち・ひと・しごと創生」政策5原則

① 自立性

各施策が、構造的な問題に対処し、地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようにする。

② 将来性

地方が自主的かつ主体的に、前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。

③ 地域性

各地域の実態に合った施策を支援することとし、各地域は客観的データに基づき 実状分析や将来予測を行い、「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定する とともに、同戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備する。

④ 直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、施策を集中的に実施する。住民代表に加え、産業界・大学・金融機関・労働団体の連携を促すことにより、政策の効果をより高める工夫を行う。

⑤ 結果重視

明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

※国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」より抜粋

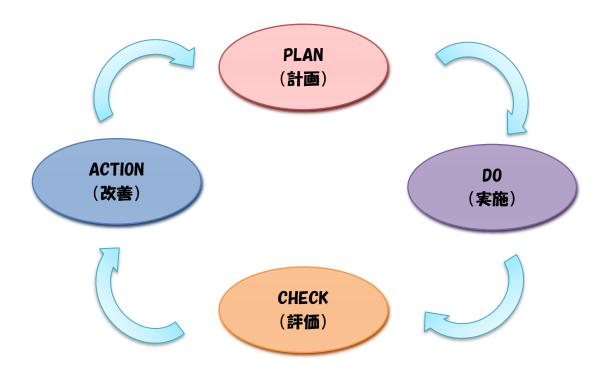
(2) 計画の推進体制

本戦略の各施策における具体的な事業については、総合計画の実施計画に統合して位置付け、計画を推進します。

本戦略の推進にあたっては、総合的・横断的に取り組むため、庁内においてプロジェクトチームを組織して、行政の総合力を発揮します。また、町民や企業・各種団体との連携協働を進めて、町全体での推進体制を構築します。

(3) 評価検証方法

本戦略の各施策については、重要業績評価指標(KPI)の達成状況について評価検証を行い、庁内プロジェクトチーム等において、PDCAサイクルに基づくローリング方式により実施事業の検証や考察を行います。



【PDCA サイクル】

PLAN (計画)、DO (実施)、CHECK (評価)、ACTION (改善) の4つの視点をプロセス の中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進する マネジメント手法

2. 今後の施策の方向

(1) 基本目標の設定

本戦略では、第五次総合計画で設定した施策の大綱を踏まえるとともに、国の総合戦略における基本目標との整合を図り、基本目標を設定します。

<施策の大綱>

<国の基本目標>

<涌谷町の基本目標>

交流が豊かさ育む まちづくり

【基本目標①】

地方における安定し、た雇用を創出する

【基本目標1】 わくや交流の推進

賑わいのある産業を創出し、地域活性化や安定した雇用を創出するため、「わくや交流の推進」を基本目標として設定し、涌谷の豊かな地域資源を活かした、交流による産業振興、魅力的な情報発信を図ります。

健康長寿に向けた まちづくり

【基本目標②】

地方への新しいひと の流れをつくる 【基本目標2】 定住・移住の促進

雇用の確保や人の流れの創出、若い世帯の結婚・出産・子育での希望をかなえるため、涌谷への「定住・移住の促進」を基本目標として設定し、子どもから高齢者までが住みやすい環境づくりを図ります。

子どもの成長支える まちづくり

【基本目標3】

若い世代の結婚・出産・子育での希望をかなえる

安全で快適な環境の まちづくり

【基本目標④】

時代に合った地域を つくり、安心なくらし を守るとともに、地域 と地域を連携する

協働による自立した まちづくり 【基本目標3】 協働まちづくりの進展

時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るため、行政と町民、事業所等による「協働まちづくりの進展」を基本目標として設定し、地域課題の解決等への取組の促進や、町の施策・事業への町民等の参画を図ります。

(2) 基本的方向と具体的施策

【基本目標1】わくや交流の推進

<基本的方向>

涌谷の地域資源を活かした、商品開発や観光・交流を多方面で実施し、それらを 効果的に情報発信することにより、交流人口を拡大させて、地域経済の活性化に向 けた"わくや"らしい交流を推進します。

<具体的施策>

①わくやブランドの構築

涌谷の農産物や食材を活かして、"わくやブランド"の構築を図り、ブランドの価値を高めながら、広く町内外の認知を向上していきます。また、それらを用いた農産加工品開発等を促進して、六次産業化や農商工連携を推進します。

【主な事業】

- ・涌谷の農産物や食材等を活かした金のいぶきや稀世など、「わくやブランド」の構築
- ・農産物の加工・販売を目指した六次産業化・農商工連携の推進
- ・良質な生薬の生産体制の確立及び新商品開発

<kpi(重要業績評価指標)項目></kpi(重要業績評価指標)項目>	<現況値>	<目標値>
金のいぶき作付面積	39. 5ha (R3)	1 2 O ha (R7)
日本酒「稀世」出荷本数	2, 000本(R3)	2, 200本 (R7)

②観光の振興

日本初の産金地としての歴史や神社仏閣などの歴史・文化的遺産、または箟岳山を 中心とした恵まれた自然資源を活かし、アフターコロナを見据え日本国内外から観 光客が訪れる"わくや"を目指します。

- ・宿泊施設の整備・利用促進
- ・「涌谷町観光振興計画」に基づき、観光機能の整備・充実
- ・日本遺産「みちのく GOLD 浪漫」を活用した観光への取組強化

<kpi(重要業績評価指標)項目></kpi(重要業績評価指標)項目>	<現況値>	<目標値>	
観光客入込数	290,269人(R1)	320,000人(R7)	
宿泊客入込数	2, 532人(R1)	2, 800人(R7)	
日本遺産ツアー造成件数	3件(R2)	1 O件(R7)	

③わくや情報の発信

日本国内外から涌谷に訪れたいと思えるように、積極的にインターネットや新たなメディア等を活用して、金を活かした涌谷のシティセールスを展開するとともに、 魅力的な観光情報や季節イベント等を発信します。

また、海外の観光客の受入れに向けて、外国人の視点を取り入れたPR方法等について検討します。

- ・インターネットや新たなメディアを活用した町外への情報発信
- ・海外観光客向けのPRの充実

<kpi(重要業績評価指標)項目></kpi(重要業績評価指標)項目>	<現況値>	<目標値>
ホームページアクセス数	291, 477 (R2)	3 2 0, 0 0 0 (R7)
町情報発信 Facebook いいね!件数	1, 951(R2)	2, 200(R7)

【基本目標2】定住・移住の促進

<基本的方向>

涌谷で生涯を送るために必要な居住、雇用、子育て、教育、医療・介護などが整ったサイクルを創出し、子どもから高齢者までが住みやすい環境づくりを進め、涌谷への定住・移住を促進します。

<具体的施策>

①若い世帯の定住支援

若者の婚活事業を進めるとともに、若者や働き盛り世帯の住宅取得支援や空き家の有効活用を進め、若い世帯が住みやすいまちづくりを推進します。

【主な事業】

- ・移住希望者に対する住宅取得の支援及び情報提供
- ・若者の婚活事業の充実
- ・空き家バンクの活用
- ・地域おこし協力隊事業の推進

<kpi(重要業績評価指標)項目></kpi(重要業績評価指標)項目>	<現況値>	<目標値>
町外への転出超過数	176人 (R2)	O人 (R7)
婚姻者数	3 1件(R2)	35件 (R7)
空き家数	4 1 8 戸(R2)	376戸 (R7)
地域おこし協力隊数	4名 (R3)	5名 (R7)

②雇用の場の創出

町内の工場適地への企業誘致、既存企業に対する支援、六次産業化や農商工連携に向けた、農産加工品工場・販売施設の整備支援等を行うことにより、雇用の場の創出を促進します。

また、若者へのキャリア教育を充実するとともに、新規の就農者や起業者を支援します。

- ・企業誘致等による雇用創出の促進
- ・企業立地促進条例に基づく報奨金交付事業
- ・若者へのキャリア教育の充実
- ・新規就農者・新規起業者への支援体制の確立

<kpi(重要業績評価指標)項目></kpi(重要業績評価指標)項目>	<現況値>	<目標値>
新規立地企業数・新規起業者数	-	2件(R7)
新規就農者数	1 件(R2)	5件 (R7)

③子どもの成長支援

安心して子どもを産み、育てるための総合的な支援を行うとともに、涌谷で成長する子どもたちが自然や歴史を学習・体験する機会を増やし、学業や就職で離れても、涌谷に戻りたくなるような郷土愛を育てます。

- ・子育て世帯の経済的負担軽減
- ・子育て支援事業の推進
- ・地域の体験活動など「ふるさと教育」の充実

<kpi(重要業績評価指標)項目></kpi(重要業績評価指標)項目>	<現況値>	<目標値>
合計特殊出生率	1. 29 (H25-H29)	1. 35 (R7)
保育所等利用待機児童数	O人 (R3)	O人 (R7)

【基本目標3】協働まちづくりの進展

<基本的方向>

町民が自らの発意により、地域課題の解決等に取り組み、時代に合った魅力的な地域づくりを進めるとともに、町の施策・事業への町民等の参画を図るため、行政と町民、事業所等による協働まちづくりを進展させます。

<具体的施策>

①協働まちづくり推進計画

自分たちが住む地域の課題解決等について町民が自発的に学び、考え、取り組み、行政との協働により住みよい豊かなまちづくりを推進します。

【主な事業】

・住民等との協働事業

<kpi(重要業績評価指標)項目></kpi(重要業績評価指標)項目>	<現況値>	<目標値>
協働事業数	-	3件 (R7)

② 地域活動の支援

自治会結成を推進し、町民による地域福祉、防災、環境美化等の活動や、地域内でのイベント開催や交流活動を支援するとともに、各地域での活動等のアイデアや効果について町内に広報し、地域単位のまちづくりを促進します。

【主な事業】

自治会設立の支援

<kpi(重要業績評価指標)項目></kpi(重要業績評価指標)項目>	<現況値>	<目標値>
町内自治会数	2 9 (R3)	3 9 (R7)

③まちづくりサポーターの創設

まちづくりサポーター登録者により、町民等の事業参画やイベントへのボランティア参加等を促進するとともに、協働の新たな企画についてのアイデア募集を行い、町民意見等の施策・事業への反映を進めます。

- ・まちづくりサポーター登録制度の構築
- ・町民アイデアの募集

<kpi(重要業績評価指標)項目></kpi(重要業績評価指標)項目>	<現況値>	<目標値>
まちづくりサポーター登録者数(累計)	-	100人 (R7)
町民アイデア件数 (累計)	_	25件 (R7)

诵谷町町民憲章

(昭和60年3月11日制定)

緑濃い篦岳山系を仰ぎ

清流江今、迫の豊かな自然に育まれ

祖先の輝かしい歴史遺産を引き継ぐ

明るい郷土を築くために 、みんながすこやかに

、自然と文化を大切にし 、温かい心のふれあいを深め

、活気ある産業をおこし

奚顏のあふれるふるさとづくり

につどめます。

第五次涌谷町総合計画 後期基本計画

令和4年3月

涌 谷 町